

第七十一回
国 会

参議院農林水産委員会会議録第二十二号

(三七六)

昭和四十八年七月十日(火曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

七月九日

辞任

吉田忠三郎君

補欠選任

川村清一君

政府委員

農林大臣官房技
術審議官

遠藤寛二君

農林省農業園芸

内村良英君

局長

伊藤俊三君

水産庁長官

荒勝巖君

気象庁長官

高橋浩一郎君

事務局側

宮出秀雄君

常任委員会専門

説明員

海上保安庁警備

藤範晃雄君

救難部警備第一課長

國保能郎君

期予報管理官

龜井善彰君

初村龍一郎君

中村波男君

塙出啓典君

梶木又三君

佐藤隆君

田口長治郎君

高橋雄之助君

鍋島直紹君

温水三郎君

川村涉君

堀本宜実君

杉原一雄君

平泉辻彦君

辻村田秀三君

向井実君

澤田長年君

塙田大顯君

義雄君

本日の会議に付した案件

○漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(公害被害漁業者等の救済に関する決議)

○委員長(龜井善彰君) たゞいまから農林水産委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告をいたします。

昨九日、吉田忠三郎君が委員を辞任され、その

補欠として川村清一君が選任されました。

○委員長(龜井善彰君) 漁船損害補償法の一部を改正する法律案、漁船積荷保険臨時措置法案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○塙田大顯君 私は、まず漁船損害補償法の法律案に関連して質問をしたいと思うんです。

この漁船損害の補償制度というのは、これは、まあ漁民にとってみれば、漁船がいわば主要な財産であるという点から、たいへんに重要な制度だ

といふに考えておりますが、ところが反面、

漁船の事故といふのは非常にあえてきているこ

うものは年々ふえてきておる。これは、農林省か

らいたきました資料を見ましても、保険加入の

隻数よりも、事故件数の増加率のほうが高くなつ

ておりますけれども、残念ながら事故件数とい

うものは年々ふえてきておる。これは、農林省か

らいたきました資料を見ましても、保険加入の

隻数よりも、事故件数の増加率のほうが高くなつ

ておりますけれども、残念ながら事故件数とい

うものは年々ふえてきておる。これは、農林省か

らいたきました資料を見ましても、保険加入の

隻数よりも、事故件数の増加率のほうが高くなつ

ておりますけれども、残念ながら事故件数とい

うものは年々ふえてきておる。これは、農林省か

らいたきました資料を見ましても、保険加入の

隻数よりも、事故件数の増加率のほうが高くなつ

たちといたしましては極力、やはり漁船が、わりあい小さな船であります反面、事故を起こしますと人命にも影響いたしますので、この漁船の損害の防止ということには、今後とも力こぶを入れてまいりたい、こういうふうに考えております。

○塙田大顯君 いまおっしゃったように、事故を防止する、なくするという点は、これはもう当然のことだと思うんです。こういう立場から、漁船の損害の補償について考えてみると、保険組合や中央会の事業として、この事故を防止するという事業は必ずしも重視されてないよう私は考えるわけであります。と申しますのは、ここにも私、資料を持っておりますが、秋田の保険組合の事例があります。これを見ますと、これは、四十七年の四月から四十八年の三月に至る業務報告書でござります。秋田県漁船保険組合、この業務報告書を見て、たとえば事故防止事業費といふのは、

十万余八千円であります。また、中央会の海難防

止助成事業費といふのが二十九万三千円であります。合計して四十八万一千円。ところが、全体の

業務費といふのは千七百七十九万でありますから、大体この海難防止、事故防止の事業費といふのは、全体の業務費に対して二・七%という非常

にきわめてささいなものであります。こういう点から見ますと、たいしたことやっておらない

ということになるのじゃなかつたと思うのです。国

県の業務費の面から全体から見ましても、国、県の補助といふものは三百五十五万、保険中央会のもの

のを加えても四百万、全体の事業費の二・六%余り、や

はり二・二%くらいしか立ておりませんが、これで

はたして、この事故防止に対する運動、活動、こ

れを強めるということになるでしょうが、どうも

そういうふうには見えないので、もちろん海難

防止ということになりますと、海上保安庁その他

もやりだと思うのですけれども、やはり保険組

合の自主的な運動としてこの事故防止を、もっと重要視する必要があると思うのですけれども、この点はいかがでござりますか。

○政府委員(荒勝慶君) 御指摘のとおり、私たちいたしましても、この海難防止にはいろいろと対策を考えておる次第でございますが、まず海難の事故の大きな原因別の分類を申し上げますと、

先ほど四十六年度の海難防止の總隻数を約五万二千七百八十二件とこう申し上げましたが、そのうち多少ラウンドの点もございますが、一番大きいのが機関の故障と、いうことで約一万三千件になっております。その次が操船の誤りというのが一万一千件強でございまして、その次が浮流物等木材なんかにぶつかったというのが八千八百件くらいでございます。

その海難防止のために、政府いたしましても、

ただいま御指摘のように極力国庫からも助成金を出しますとともに、特に検診技術員を設置いたしまして、海難防止の一助に当たつておるわけでございますが、四十八年度で約五千二百萬円の検診員の補助金を出し、それから海難防止事業の中央会からの助成で約三千五百萬円を全国に出し、さらに漁船の乗り組み員の再教育のためにわざかな形でございますが、出しております。これにつきま

しては、今後ともこういった事故を極力事前に防止するということのために努力してまいりたいと思いまして、また別途この海難防止のために、船舶の、漁船の設計基準等につきまして――水産庁におきまして漁船の設計基準等も厳重に年々改定いたしております。あまり事故を起こさないような漁船を設計して指導基準にいたしまりたい、こういふうに考えておる次第でござります。

○塚田大願君 いま長官のお話ちょっと私、聞きますが、再保険の特別会計剩余金三十

五億円というお話をいましたか、――ございませんね。

おそらくこういふものもいろいろ政府としては保険振興事業を充実させるためにいろいろやっていらっしゃることは私も知っていますが、この問題を一つ見ましても、四十七年の改定が、この問題を一つ見ましても、四十七年の改定

度でござります。また、再保険の特別会計の剩余金三十五億円にいたしましても、本来これは制度

の実績を見ますと、やはり全事業の一割強という程度でござります。また、再保険の特別会計の剩余金三十五億円にいたしましても、本来これは制度

の費用というものは八千万円ぐらいです。この

保険でございますから、剩余金というものは組合員に返すというべき性質のものじゃないかと思うんですが、こういう点はどうなんでしょうか。そ

の再保険の特別会計の三十五億円、こういうものをこういう面に充てるということははたして、つ

まり漁船保険中央会に交付して、振興事業を充実させるということは、はたしてこういうやり方で

いいのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの御質問は、

そういう交付するよりも、全國の漁業者に配分し

たほうが好ましいんではないか、こういう交付の

やり方はどうかという御批判だと思うのであります

するが、かりに配分してしまうというと、非常に

零細な交付金になるということは常識的にわかる

ことでござります。そこで、こういう交付金をそ

の果実で、ただいま御質問がございましたこれから

海難防止その他の有効適切な活用をはかるう

と、こういうことで、さらには、以前に十二億円同じよ

うな方法をとりましたので、これをあわせてその

利益をうまく利用しながら役立てようという考え方でござりますが、出しております。これにつきま

のですが、いま大臣がおっしゃった再保険料率の改定三年ごとに行なわれておるわけでござります

が、この問題を一つ見ましても、四十七年の改定で見ますと、通常料率の下げ幅の一番大きいのは、やはり百トンから千トンの漁船でございまして、大体二〇・八%下がっておる。ところが、二十

トンから五十トンの漁船というは下げ幅がゼロ、

こういう不公平といいますか、不均衡があるわけ

あります。なるほど保険という性格上、危険率の高いものほど料率が高くなるという理屈かもしれないが、危険率の高いというのは、大体においてこの零細あるいは中小の漁船、漁家、こう

いふと小さいのがある。その格差を解消するとかいふと小さいのがある。その格差を解消すると

上げたいのは、要するに、剩余金を組合員に返す

というのは、何もそれを割って返していくといふ

ことではなくて、そういう同じ漁船の中でも、大きいのと小さいのがある。その格差を解消する

ことがあります。さらに保険中央会の行なう振興事業を

見ましても、大体中心は無事故漁船補償事業、こ

ういう形になつておるわけである。御承知の

とおり無事故漁船補償制度というの、三年間無

事故の漁船に当たはめるということですが、もちろんこのことを直ちに否定するものではございませんけれども、こういう事業も危険率の関係から

考えますと、やはり大型船よりも小型船には圧倒的に多いわけでございまして、そういう意味で剩

余金を中小漁家の負担軽減に活用する方向をとるべきではないだろうかというのが私の趣旨でござ

りますが、その点について、もう一回大臣からお話を伺いたいと思います。

○政府委員(荒勝慶君) 一応私のほうから少しこ

まく数字の点にわたりまして御説明申し上げた

と思います。

ただいま御指摘の点でございますが、小さい零

トーンから五トンまでの小さい船よりも、どちらか

といふと五トンないし二十トンの船が一番実際問題として事故率が高いというようなことで、この

設定いたしました料率からいたしますと、五トン

までの船が二・三二%、それから五トンから二十

トンの料率が三・〇九というふうに事故の高い船ほど料率が高くなつておる。それに対しまして、

二十トンから五十トンの船はまた料率が下がつてまいりまして、二・六八%、それから五十トンか

だけ事故が一番、だんだん大型になるに従つて事故としては少なくなつてきておる。やはり五トンから二十トンまでの船あるいは無動力の船が国庫の負

下がつてきておることは、逆に申し上げればこれ

だけ事故が一・九八%、それからさらに百トントンから千トントンまでが一・一二といふうに料率が

どうするかといふうに問題がございますが、一番小さな五トンまでの船あるいは無動力の船が国庫の負

事率が高いいふうになつておるわけでござります。それに対しまして、国庫の負担割合は

どうするかといふうに問題がございますが、一番小さな五トンまでの船あるいは無動力の船が国庫の負

事率が高いいふうになつておるわけでござります。それに対しまして、国庫の負担割合を高くいたしております。さらに五トンから二十トンは百分の五十、大

型になりまして二十トンから五十トンになりますと百分の四十五、それから五十トンから百トンま

での間は百分の四十といふうに、漁船の小型な

ものはほど国庫の負担割合を高くいたしまして、こ

の零細漁民に對しまして保険の負担を低くなるよう

に實質的につけておるわけでござります。さら

に、百トンから千トンまでにつきましては、損害の料率も非常に低いわけございますが、その

関係でもございませんが、百トンから千トンにつ

きましては、国庫負担割合としては国庫の補助金は出てない、料率としては何も出でていませんといふふうに御理解願いたいと思います。

確かに、長官がおっしゃるよう、國庫負担率はいま小型漁船ほど高くしているといふのは、たいへん私けつこうなことだと思うんで

きております。これは、その結果、加入率も向上しておるところで、この点ではけつこうだと思ふのでありますけれども、しかし、まだ地域的に危険率の関係から保険料率は高くなっているのがあるわけでありますから、この点で、農作物共済のように、保険料率をスライドさせていくと、被害率の高い地域に対する援助を強めていくというふうに考えられないのかどうか。特に農業共済と漁業保険を比較してみますと、農業共済では国庫の負担といふのは五六・四%ございます。ところが漁船の場合は三一・五%、まだまだいぶぶ格差がある。そういう意味で私は、やはりこういう漁業と農業に差別をするんではなくて、もっとそういう点では国庫の負担といふものをぶやしていく必要があるんではないかと思いますが、この点はいかがでござりますか。

111

たいと思います。
○塙田大顧君　念のためにもう一回お聞きするんですけれども、とにかく三〇%近くのものを負担しておる、これはけつこうなんです。しかしながら私が申し上げたいのは、農業共済の場合には五六%もある。ところが漁船の場合には三一%台、なぜこういうふうに差別がつかなければならぬのか、そこがよくわからないんです。その点をお聞きしているわけございまして、できればこの点では農作物共済のように、とにかく保険料率にスライドさせて、被害率の高い地域に対して、もっと援助すべきではないかというのが私の考え方であります。その点もう一回ちょっとお答え願いたいと思います。

○塚田大顯君 けつこうです。きょう全部お答えを聞かなくとも、これからひとつもう少し研究していただきたいと思っているわけなんで、あえて申し上げたのですが、いまお米とおしゃりたけれども、これは私が申し上げた五六%というのにお米だけではないのです。もつとこまかくいまと、農作物共済が五六%，お蚕ですね、蚕糸共済が五七%，家畜共済が三九%，これを合計して五六%というふうに申し上げたわけなんで、これは全体の平均の負担率であります。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、この補償の国庫負担の割合だけでなく、事務費の面ではこれはもつと極端になつてているのですね、農業と漁業の格差といふものは、これはもう非常に極端です。全国的に見ますと、漁船保険の事務費といふのは二・八%の補助であります。農業共済の場合には七二・八%という補助が出ておりまですね。これはたいへんもう大きな違いで、あまりにもひど過ぎると、まあ申し上げてもいいのですが、こういうことを全体として考えまして、私は少し格差があり過ぎる。その点をもつと是正していく必要があるのじゃないかということを、意見として申し上げているわけであります。

じゃあ、この問題はこのくらいにしておきまして、次に進みたいと思いますが、先ほど私が、海難事故の問題でお聞きいたしました。中小船舶、漁船のほうが非常に危険率が高いという問題は、これはただ漁民の責任だというよりも、船の構造上の問題もございましょう。ほかに、さらには今日の沿岸漁業の置かれている状況がやはり非常に大きなファクターではないかと思うわけであります。と申しますのは、海上保安庁の白書を拝見をいたしますと、先ほども長官からもお答えがございましたが、種類別では機関故障、乗り上げ、火災、これはやはり二十トンから百トンの階層に一番大きい、それから衝突、転覆は五トン未満の階層に多発しておる、こういうふうに海上保安庁の白書は言つておるわけでございます。しかも、この衝突の場合には、当然のことながら、港内と

三海里未満で六割以上も占めておると、非常に近いところで事故は起きているわけがありますが、これは要するに、沿岸では、非常に船舶の交通があくそうしてきてるということから起きていると思うわけであります。もつと言えど、大型タンカーであるとか、貨物船が非常に急速にふえてきたと、小さな漁船にとつてはまさに危険な状況があふえてきたと、今後こういう状況のはますますふくそうしてくると思うわけであります。が、それだけに小型漁船の安全確保という面からどんなふうな対策を考えていらっしゃるのか、これは水産庁だけでなく、海上保安庁からもお話を聞きたいと思うわけであります。

○説明員(国保能郎君) 船舶の航行の安全につきましては、いろいろな法律がございまして規制をいたしております。一番一般的なものにつきましては、国際条約に基づしまして海上衝突予防法というものがございまして、これが国際的なルールとして普通の船の航行、漁船の漁労中の場合の処置、いろいろなことが網羅的に定められております。

それからただいま御指摘のありました特に船舶のふくそうする海域につきまして、この七月一日から施行になりました海上交通安全法というのがござります。これは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海といつたよな海上交通の、特にふくそうするところにつきまして、航路を特に定めまして、そこの航路におきまする航行と規制といふものを主眼といたしました法律でございます。これによつてこらいうよな特に船舶の航行のふくそうするところにつきましての事故の減少をはかつてまいりたいと、このように思つております。それから港の中につきましては、港則法といふ法律がまたございまして、これによりまして、またきめのこまかい規制をいたしました、事故の防止につとめている次第でございます。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま海上保安庁のほうで海上交通安全の観点から強くいろいろ御指導願つておられるわけでございますが、さらに私たちの

航海中の期間、あるいは無線等の船舶の運航に必要な技術を習得させるよう、漁村の漁民の関係を再教育して、修練会等でそういうことを徹底するということが一つ。それから漁船保険中央会におきましては、政府より交付を受けました基金によりまして、運用益で海難防止事業に必要な船員組員の、漁船の乗組員の再教育事業も行ないまして、この周知徹底をはかりますとともに、漁船の装備の充実につとめるよう近代化資金等によって融資を行なつて、漁船の向上を行なつてあります。このほかさらに私のほうといたしましては、小型漁船の安全基準というものを策定いたしまして、この周知徹底をはかりますとともに、につきましては、さらに一段との気象によります事故を防止いたしまりたいと、こういうふうに考えております。さらに漁船無線局によりまして、氣象予報等によつて、この海上交通安全法などを見ましても、いわばこれは大型船のための航路をきめる。漁船などの小型船は航路を通る大型船を避けて、大型船を通してやりなさい、こういう趣旨のもののように考へるわけであります。ですから、この法律に対しては、漁民の皆さん是非常に反対したと思うのです。当時特に優良な漁場を大型船が、いわばそこのけそこのけ式で通る、こういうことからやはり海難事故というのは非常によくなっているんじやないかと私は考へるわけで、むしろ漁船を規制するよりも大型船のほうこそ規制していくと、こういうことが必要なんじやないかと思うのです。そうでなければ、沿岸の漁業をほんとうに守つていくことはできないので、漁民サイドから言へるならば、むしろ法律の規制のやり方をやはり変えていく必要があるんじやないかというふうに考へるわけであります。この点は海上保安庁、どんなふうにお考へこざいますか。

(証明書・国保能郎君) 海上交通安全法の施行されております航路の巨大船の通航につきましては、漁船との調整ということを非常に考えてございます。確かに、巨大船が通るときには、漁労管道を通すといふようなことをなるべくしないとか、それから漁戸内海でも夜中に巨大船が通るというようなことを避けるとか、そういうようなことを、たとえばいつごろ通すか、夜中に浦賀水道を通して、安全上のことも考慮いたしまして、ちらのほうでます最初にやるということを考えております。そのことにつきましては、海上交通安全法には巨大船が通航するときには、どこの航路を何時ごろ通航するということにつきまして、海上保安庁のほうに連絡がござります。これに対しまして、海上保安庁はいつごろ通りなさい。それから船のそれぞれの種類によりまして警戒船をつけて通るとか、そのほかいろいろな措置を講ずるようになつてございまして、漁労中の漁船の安全についてごぞんざいです。

○説明員(国保能郎君) この漁船の第三大勝丸は、ことしの一月の二十九日の朝、北海道の登別港から南南東約五・八マイルのところで衝突いたしました。船体が大破いたしまして、いま先生からお話をありましたように、乗組員のうち二名が死亡、二名が行方不明ということになった事件でござります。事件が発生いたしましてから室蘭の海上保安部が、各関係の部署と協力をいたしましたが、どうも当て逃げの疑いがあるということです。銳意捜索を進めております。当時、付近に出漁しておりました漁船であるとか、付近の港に出入りをいたしました船から、その時にその付近を通ったと思われるような船につきまして銳意調査を進めております。そのほか、いろいろな造船所、海運、それから漁業関係からも情報の入取につとめておりますけれども、現在までのところ、この船の加害船につきましては判明をいたしておりません。まだ捜査中でございます。

船保険組合は保険を代位弁済というか、代位弁済しては、この事故につきましては、この漁船保険組合なり漁船保険から保険金は支払うことにいたしましたので、当然原因者がわかりますが、いざいともわが党の津川議員が質問しております。静岡県の漁業協同組合連合会でも、本年五月二十一日に反対決議をあげておるわけでござりますが、これを見ますと静岡県には、モーターボート、ヨットなど約一万隻を収容するマリーナ十七基地を設置すべく計画が進められておる。まあしかし、こういうマリーナ基地がどんどんできたら、これはもうたいへんなことだということで、この反対決議を行なっているわけであります。この沿岸は、百種類にも及ぶ漁業資源の宝庫で、そういう点から非常に切実な要求としてこの決議がされておると思うのでございますが、これに対して水産庁としてはこういうむちやくちやなマリーナ建設に対するどのような指導、あるいは意見を持つていらっしゃるのかですね。特に静岡県などに対してどのような行政指導をやつていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御指摘のように、静岡県で浜名湖並びに伊東の東部あるいは駿河湾等におきまして、十七のマリーナ基地を計画中であつたわけでございますが、ただいま御指摘のように、まあ関係漁民の間から非常にまあ反対の意向が表明されまして、これにつきまして県におきましても、基地設置の承認の基準というものをつくりたいということで、それまでの間、從来問題になつておりましたこの基地問題についてもさしあたり申譲は受け付けないと、いうことで、

一応中止といいますか、一応まあ中止のことになつております。これにつきまして、当然、静岡県からも御相談がありましたので、これにつきまして、まあマリーナ基地が多くできますと、モーター・ボートあるいはヨット等が非常に増えまして、漁業に對して、特に沿岸漁業に對しまして非常に強い大きな影響をもたらされることがありますので、これにつきまして、この計画策定の段階で地元漁民との調整を行なうようにということで、県といま協議をいたしておる次第でござります。

なお、念のためでございますが、私たちといたしまして、最近国民の、まあ一つの健康回復のためのスポーツ的な事業といたしましてヨット、あるいはモーター・ボートが飛躍的にふえてまいつております。ただいま昨年の十月現在の運輸省のお調べでも約三十八万七千の隻数のレジャー用の船がふえてきておりまして、この漁船との調整をどうするかということは、今後一つの大きな課題といたしまして、運輸省と今後協議してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○塚田大顯君 この問題は、私はやはり漁業の基本的な問題とも関連すると思うのです。で、漁民の皆さんとは、とにかくもう絶対反対ということで、特に神奈川県などではもう今後一切こういう設置を認めないという方針をあえて発表しているところもございます。したがつて、私はやはり水産庁としてこういう点でははつきりした方針を持つ必要があるんではないかというふうに考えておるわけです。で、いま長官おっしゃったように、漁民ともっと接触を持って、相談をして解決しろと。こういう程度では私は話にならないんじやないが、漁民はとにかくこういうこの建設は絶対反対しておる。特にこの場合に、この沿岸はシラス漁の解禁がちょうど四月、十月の間だそうであつますが、ヨットやボートの最盛期も七、八月という夏場に当たる。ちょうど時期が一致するわけであつまして、そういう意味で吉田漁協などの場合は、

シラスの水揚げ高が、全体の水揚げ高が五億七千
万円でありますけれども、そのうちの九二%まで
がこのシラス漁である。こういう面からいって非
常にこの関係漁協は猛烈な反対をしております。
いろいろと聞いてみると、とにかくこの魚とい
うものは非常に昔に敏感だと。あの猛スピードで
走るモーターボートなんかで走られたらもう一ペ
んに魚は逃げてしまう。だから、少々の補償なん
かもらつたって、とても合うものじゃない、こう
いうことで非常に反対をしているわけでありま
す。

沿岸漁業の停滯というのは、やはり一つには、環境の悪化があると、そしてこれは六ページでありますけれども、その環境の悪化の中には、「臨海工業用地の造成」であるとか、いろいろございますが、その中で「レクリエーションなど、水域利用が多様化」してきていると、そういう関係から、私は、この漁業を守るという立場から、水産庁はもっと明確な方針を出すべきではないかと思うわけですね。それで、もう一つ申し上げておきます。いま長官からも話がありましたが、この運輸省との關係でありますけれども、あの港湾法の改正で、マリーナ港区が新たに設定をされているわけであります。四十六年策定されました新港湾整備五カ年計画でも積極的にマリーナ建設に乗り出そうといふことを、運輸省は考えておるわけであります。こういう点から見まして、今度のこの静岡のマリーナ建設の場合でも、この棟原港ですな、そのうちの一つであります棟原港なんですが、この場合、事業費が、総工費が二十三億円のうち、国が四十%負担する、こういうことになつています。県が三五%、町が二五%。これほど国が負担をしてこのマリーナを建設しておる。こういうふうに見ますと、やはりいま水産庁がよっぽどしつかりしていただきたい、私はこういう形でどんどん事态と違った形で漁業がどんどん破壊されてしまうことになるわけであります。そういう点で、私はもう一つ水産庁としてもはつきりした行政指導をやつていただきたい、こういうふうに考えるわけでございますが、この辺につきましては、長官並びに大臣からも御意見を伺いたいと思います。

ちも、いろいろと最近問題がわかってきて、いる次第でございます。さらに、問題の第二点といたしまして、このほかにいわゆるスポーツフィッシングといいますか、遊漁問題と二点から見まして、これらにつきまして水産庁として当然に新しい対処方針なり、指導の方向というものは、打ち出すべき時期が近づいておるのではなかろうかと、こう思つております。遊漁のほうにつきましては、アクララング等非常にさらに漁獲物まで直接持つていかれるといふような問題もございましたので、これにつきましては、昨年の六月でございましたが、非常にきびしい行政基準を設けまして、県に指導した次第でございます。

で、このマリーナの問題につきましては、ただいま申されましたように、このマリーナ基地それが自身が、多少運輸省でもいろいろと御検討されておるようですが、私たちいたしましては、一応漁業者との間によく十分協議するようにということで、さしあたりの問題をいたしましては、運輸省と実は話し合ひをいたしましておりますけれども、今後、こういった、ただいま御指摘の点もござりますので、明確な指針といいますか、基準につきましては検討させていただきたい、こういふふうに思つておる次第でございます。

○國務大臣(櫻内義雄君) マリーナ基地の問題をお取り上げて御質問をちょうだいしておるわけでござりまするが、将来にわたりまして、この種の問題はなお多く出てくるものと思します。したがつて、先ほどから長官のほうからお答えをさせておりますが、関係省庁との間で、十分協議する必要がござりまするし、また、農林省から見まするに、沿岸漁業を保護するという上から、もしそここに問題があるいたしますれば、また御指摘によりまして、問題の起きているところもございまするから、この辺につきましては、十分その調和がとられなければならないと思います。特にわれ

われとしては、やはり大事な沿岸漁業のことです。さいますので、そのほうを優先して考えたいと思いませんが、まあマリーナ基地の中には、直接沿岸漁業に影響なく行なわれるような場所もあるように聞いておりますので、この点は腹蔵もなく十分協議をいたし、対処をしてまいりたいと考える次第でござります。

○塚田大顯君　では、時間の関係もござりますから、この問題はこのくらいにして、次にこの法案の具体的な改正点について二、三お伺いしたいと思ひます。

ござりますから、そういう人員で信漁連の業務の代理を大いにまかされている。それからさらには、今度は中金の業務代理まで持っていくということになれば、これは単協として本来自主的に行なるべき信用事業が実際に阻害されることにならないかという不安がござります。さらには、中金法の改正で資金力のある中金が、組合員に信漁連や融資活動、融資活動、こういうものを阻害する結果にならないものでしようか。その辺はどうでしょ

わけであります。そういう意味では、この直貸し
というものは、まさに選別融資ではないかと、こ
ういうふうにも感ずるんですけどもこの点はど
うでしよう。

○政府委員(荒勝巖君) この点につきましては、
中金から、現場の漁協の組合員の方が、およそ借
りられない、資金を借りたくても借りられないと
いうことは、やはり今後の健全な漁民の持続性
といふものが封殺される結果になりますので、わ
れわれといしましては、極力新しいルートをつ
くりまして、漁民の経済的の向上に寄与するよう

○塚田 大蔵君 では、時間の関係もござりますから、この問題はこのくらいにして、次にこの法案の具体的な改正点について二、三お伺いしたいと思います。

まず、業務代理の問題でございますが、これはこの委員会でも、いろいろ問題になりましたが、農林中金などの業務代理というのは、一体内容はどういうことなのか、ひとつもう一回教えていただきたいと思うわけであります。

○政府委員(荒勝義君) ただいまお指摘がありましたが、業務代理といいましても結果的には、

したように、漁業協同組合というものが非常に多く、國的な、全国的平均値といたしますと比較的零細でございまして、現在漁業協同組合の在籍の職員数といふものは、これは四十六年の三月末の資料でございますが、平均九・二人というふうになつております。そのうち、信用事業が一・六人、それから購買事業が一・三人、それから漁業協同組合の性格を反映いたしまして魚獲物等の販売事業が二・三人、それからその他の事業が四人といふことで、合計九・二人ということになつております。

協を通さずに、直貸しができるわけでありますから、こうなりますと、いよいよもってこの単協の活動、融資活動、こういったものを阻害する結果にならないものでしょうか。その辺はどうでしょうか。
○政府委員(荒勝慶君)　ただいまお指摘になりましても、やはり現場の漁業協同組合員の中に、ある程度大型の貸し付けを希望される方も相当あるわけでございますが、小さな漁協では、融資を直接行なうわけにいかないというような点もありまして——これは農林中央金庫から直接借りてありますから、こうなりますと、いよいよもってこの単協の活動、融資活動、こういったものを阻害する結果にならないものでしょうか。その辺はどうでしょうか。

ということでは、やはり今後の健全な漁民の将来性というものが封殺される結果になりますので、われわれといたしましては、極力新しいルートをつくりまして、漁民の経済的の向上に寄与するよう努力してまいりたいと、こういうふうに考えておられます。その際、私たちといたしましては、ただいまお指摘のような選別、一方に偏った選別融資にならないよう、漁業組合を通じて内部でよく審査の上、そういった中金との橋渡しをするといふようにいたしてまいりたいと、こういうふうに考えている次第でござります。

して業務を代理することをございまして、この業務代理の内容につきましては、借り入れ申し込み書のある方は受け付けを行なうとか、第一次審査を行なうとか、貸し付け金の窓口的な交付なり、場合によりましては債権の管理、回収というようなことを行なうことになるんではなかろうかと、こういうふうに思つておる次第でござります。

○塙田大願君　そこでお伺いしたいのですけれども、この漁協の信用事業部門の職員数というのは、一体全国で平均何人ぐらいいらっしゃるのかといふ問題が一つお聞きしたいわけです。

でございますが、今回、中金等の業務代理を行なうということになりますと、多少この職員等につきまして仕事がふえてくるのではないかと、こういうふうに考えております。しかし、農林中央金庫の業務代理を行なうことによりまして、むしろ系統金融の秩序ある中に漁業協同組合も加入していくということで、今後、経済がいろいろ形で膨張し発展する中で、こういったことは必要ではなかろうかと、こういうように考えております。

議論であるとしたところで、和議するもおいてあります
が、やはり直接中金からまあ漁協を抜きにしてしま
して借りるよりは、現場に直接まあ所在する漁協
の方々を通じて借りたほうが系統の問題といった
まして、健全な漁業協同組合の将来の発展からいた
しまして、私たちといたしましては、中金の直接貸
しよりも、むしろこういった系統機関を通じて代
行貸しというほうを好ましく思つておる次第でござ
ります。

○塙田大顯君 ではお伺いしたいんですが、直貸
しのメリットといふものは一体どういうところに
あるか。――――――――――――――――――――

ども、時間の関係がござりますから次に移ります。
次にお伺いしたいのは為替手形割引の取り扱いの問題であります。この為替手形割引の認可基準でありますか、為替は貯金五億円、手形割引は十億円、職員では四人以上というふうに一応基準になつておりますが、この基準に該当するのは一体全体の漁協のうち、どのぐらいの数になるのか、また、信用事業を行なう漁協の何割ぐらいになるのか、あるいは組合員数ではどのぐらいになるのか、その辺の状況をちょっとお知らせ願いたいと

というのは、私どものところに、先般香森県の小泊の漁協の幹部が見えまして、いろいろ組合長からお話を聞きましたけれども、現在でも、この信漁連の下請のように漁協がされてしまつて、貯金の収集であるとか、貸し付けやその回収、利子の回収などに追われておつて、実際は単協だけに責任が押しつけられていてるというのが現状だと。こういう現状の中では、なおかつ中金の業務代理ま

によりましてそれぞれの貸し付けに伴います若干の事務的手数料並びに資金管理につきましてのまことに手数料等は収入として考えられますので、それらを新しい事務的な収入源といたしまして、それらを職員の増強に充てることになるのではないかどうか、こういうふうに考えて、次第でござります。○塚田大願者とにかく長官もおつしやったように、非常にわざかな人員で仕事をしておるわけですが、

おっしゃつたように、大口の資金需要家である上層の漁民に對して、単協貸し付けよりも長期でしかも、低利でという条件で貸そいうのでありますから、はたして漁協として、単協として、そういう直貸しのメリットというものはどういうふうに受けとめたらいいのか。本来は、長期低利の資金を必要とするのは上層の大きな人たちではなくて、零細でありあるいは中小の漁民の方だと思う

○政府委員(荒勝義君) ただいま御質問の点でございますが、いわゆる水産関係の漁業協同組合といいますのは、地区漁協あるいは業種別漁協あるいは水産の加工協同組合を含めまして、二千七百四十八組合ということにだいぶなつていて、でござります。そのうち、信用事業を営んでおります組合が二千九組合ということに相なつていて、次第でござります。そのうち、だいぶ問題になつ

ております為替業務の適格組合、これがいわゆる五億円以上の貯金残高があるということが一つの要件でございますが、これが百十九組合といふように一応四十七年末の年度末の資料に基づきますと、そうなるわけでござります。また、そのうち、さらに十億円以上の預貯金があるものというの手形の割引業務ができる組合の適格組合と、こう見ておるわけでござりますが、それが四十一組合、ということは、この手形割引業務ができる組合は非常に数少ない組合でありますとともに、漁業協同組合としましては、相当大型な漁業協同組合と、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○塚田大願君 いまお聞きしますと、もうそれはたいへん低い比率になるわけであります。いま

ちょっと計算はできませんが、一〇%足らず、一〇%どころではない、四、五%ぐらいにならりますか。そんなぐらいの比率でありますから、これでは、はたして必要としている漁業者あるいは水産加工業者の要望にこたえられていくのかどうか、そこはどうでござりますか。

○政府委員(荒勝巖君) 漁業協同組合も、從来まではある程度経営規模もほとんどが小さくて、日

本経済の発展の中におきましても、実際問題といつましても、事実上取引あるいはそういう経

済行為が、ほとんど現金取引に近いような形で経済活動が行なわれてきたわけであります。最近

におきましては、日本経済の発展を反映いたしまして、相当やはり信用活動のうちでも、特に為替業務等につきましては、代金を送金するという必

要性が非常に出てきているわけでござります。たとえば遠洋漁業に、あるいは沖合い漁業等に従事いたします漁民の方々は、自分の母港に水揚げするよりも、やはり消費地に近い漁港に寄港いたしまして水産物を水揚げするというふうなことになりますと、やはりそこで受け取った代金を為替送金によつて、自分の地元に送るというふうな必要

いう場合に、やはり漁協が私は中心的な役割りを果たしていると思うのであります、どこの場合でも。ですから、漁民の皆さん方が要求しているところはまさにそこなんでありまして、私は、そういう意味で、今回の改正案がどうも見当はずれのようなことを言っているように思えてしようがないわけです。

要するに、この改正案を見ると、漁協の存立基盤を守る、經營を強化するために、こういう活動もしなければいかぬのだと、こうおっしゃるわけですねけれども、どうも結果は、問題を回避する方向に進めようとされているように思うわけです。でも、もう一言言わせていただければ、私は結局、

合併の問題も、政府の考え方といふのは要するに、大きければいいと、大きいことはいいことだという、いわば経済合理主義的傾向があるのではない、か、そういう点で、これはまた哲学論争になつて、もしよがありませんけれども、どうも、ものの考え方の基本がやはり少し違うのではないか。農林省は、協同組合のことを考える場合でも、私は、組員の最も切実な要求にこたえて、どうやつたらその利益が守られるかという観点に立つて、ただきたいと思うわけであります。ただ農協なんかと単純に比較をしても、たいして私は意味はないと思うのです。大きくすればいいというのではなく、ほんとうに日本のいまの漁業の現状から日本本の漁業をどういうふうに守るか、どういうふうに漁獲を発展させるかという点でひとつ最後に御意見を聞かせていただいて、私の質問を終わりたと思ひます。

○國務大臣（桜内義雄君）　たいへん重要な点を御指摘いただいておるわけであります。漁業協同組合が、本来の使命を決して忘れてはならないと思うのであります。漁業者の利益を守り、漁業經營の発展のために、いわば農業面の當農指導のほうを忘れてはいけないと同様であつて、その根本というものはこれはもうきわめて大事なこ

とあると思うのであります。

そこで、いまの公害関係の問題で、現実に漁業協同組合が原因者との間で努力をされておる、こういう点につきましては、われわれとしては現にござります水質汚濁防止法とか、海洋汚染防止法とか、公害関係の諸法規をこれを順守いたしまして、その面の行政指導に責任を持つて当たっていく、また、問題によりましては、農林省としてでござるだけのお世話を申し上げる、そういうような点も決して忘れるものできない、現に特に、そのような面は強調されなければならぬ事情にあるということは十分承知をしておるわけであります。

それから、漁業振興の本来のための漁港を中心とする基盤の整備であるとか、あるいは栽培漁業であるとか、大型魚礁の問題であるとか、これらももとよりわれわれとして、でき得る限りの積極性を持っていくわけございまして、今回の水産業協同組合法の一部改正は、先ほど申し上げたように、その信用事業面の所要の一部を盛り込んでおる。こういうことでございまして、ただいまいろいろ御指摘のありましたことは、先ほども申し上げたように、当然その基本である、前提であるということについては、われわれとしても行政指導の面においてこれを重要な問題として常に念頭から離さないと、しかし今回はこの漁業者の今後の発展の上から考えましても、当面信用事業の面においての一部改正の必要があると、かかる見地に立ってお願いをしておるということを御了承

○委員長(鶴井善彰君) 暫時休憩いたします。
午前十一時五十一分休憩

午後一時十一分開会

〔理事初村龍一郎君委員長席に着く〕
○理事(初村龍一郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、三案の質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○川村清一君 私は、まず水協法の一部改正法律案に関連してお尋ねしたいと思いますが、北海道漁業協同組合連合会が事業として行なつておりますコンブの共販についてです。いろいろ議論がなされておるようにも聞いておるわけでございまが、水産庁といたしましては、道漁連のコンブ共

販事業といふものをどういふうに受けとめて、いつらつしやるのか、この点をまずお尋ねしたいと思うわけであります。この事業は水協法第十一項第一項第五号の事業並びに第八十七條第一項第五号の漁業協同組合連合会の事業に該当する業務であると私は考えておるわけですが、水産庁の

○政府委員(荒勝慶君)　ただいまの御質問の法律条文の問題でございますが、北海道漁連の行なっていますコンブ共販は、道漁連の所屬員の漁獲物の販売業務の一つでございまして、水産業協同組合法第八十七条第一項第五号に規定する販売事業

として行なわれているものと水産庁は考えています。
次第でございます。

○政府委員(荒勝慶郎) 北海道漁連が行なつておりますコンブの共販事業は、この協同組合法の規定に従いまして、きわめて妥当に行なわれている

ものと解しておる次第でござります。

ひ公正取引の確保に関する法律、いわゆる独禁法の適用除外の組合にみなされておりまして、さらに独占禁止法第二十四条第一項によつて、この組

「不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引」の行ならう行為については独禁法の適用が除外されて いると考えております。ただし、同法では、

分野における競争を実質的に制限することにより

不當に對処を引き上げることとなる場合は、この

限りでない。」と規定されておりますが、北海道漁業協同組合連合会が行なつておる共販事業は、この独禁法第二十四条のただし書きに触れる行為であるかどうか、水産庁はどういうふうに把握されておるか、今までどのように指導がなされてきたか、これをお伺いいたしたい。

○政府委員(荒勝義君) この法律の適用につきましては、実質的には公正取引委員会がどういう調査をされ、どういうふうに判断されるのかは、これは当該監督官庁の問題だと私のほうは理解しておりますが、私たちの水産庁で見ていく限りにおきまして、北海道漁連が行なっておりますコンブの一

定の販売事業につきまして、それが不当に価格を引き上げたり、あるいは不當に取引分野を制限するというようなことは実質的に行なっていないものと理解しております。水産協同組合法に基づいて適切な事業をやつておられるものというふうに理解している次第でございます。

が、独禁法第二十四条に触れる行為であるかどうかといふことは、これは公正取引委員会が最終的に結論を出すことでござりますけれども、現在までの過程において、現時点において水産庁といたしましては、北海道漁業協同組合連合会が行

なつておるコン্পの共販事業は独占法第二十四条に触れるような、そういう不公正な取引はやつておらないと、こういうふうに判断しておると、かようじに確認してよろしゅうございますか。

○政府委員(荒巻義嚴) 御指摘のとおりだと私も
もは理解しております。
○川内吉一君 さつこお尋ねいたしますが、水産

業協同組合の目的は水協法第一条に規定されております。要するに、個々の漁民、個々の水産加工業者の力は非常に弱い。そこで、共同組織の発達

の促進を通して、つまり漁民の団結、すなわち力の結集によって、漁民の経済的、社会的地位の向上を期し、さらに水産業の生産力の増進をはかり、

國民經濟の発展を期すものである、これが水産業

協同組合の目的でございます。その目的達成のために協同組合は種々の事業を行ないます。道漁連の行なっている共販事業も、すなわち第一条の目的達成のための行為である。また、その行為は共同組織発達のための運動の一つであると思っておるわけでございますが、水産庁の御見解はいかがですか。

○國務大臣（岸内誠雄君） 単協の場合でも、まだ協同組合連合会の場合におきましても、ただいま

川村委員の御指摘の趣旨によって経営されていくべきであると、こう思います。経済力の弱い漁民が共販体制をとつて漁獲物の販売をする、経済的に強力な業者に対抗する、これは第一条の目的に沿う行為だと私は見ておるわけでございまして、要するに、共同組織を通じまして、漁業生産力をの

○川村清一君 私は、実は北海道の日高といふところに住んでおる者でござります。日高というの協同組合運動の中で必要な行為であると、かようにな認識をしておる次第でございます。

は、御承知の方もいらっしゃるかと存じますが、農業の面では特殊産業といたしまして、日本一の

競争馬の産地でござります。有名なハイセーコーなんという馬も私の地方から出ているわけです。水産の面では、有名な日高コンブの生産地であります。この日高コンブというのは、北海道の標準コンブと、こう言われておる。したがつて、今年度なら今年度の生産されるコンブの値きめといふものは、一番先に日高コンブがきめられるわけであります。日高コンブの値段がきまれば、これに對して釧路コンブは何割低くとか、あるいは根室コンブはさらに何割安とか、こういうふうにきめていくわけであります。利尻・礼文コンブは何割高、道南の尾札部コンブは何倍と、こういうふうにきめられていくのであります。

私は、この日高に住んでもう四十年以上昭和五年以来住んでおるわけであります。したがつて、

日高コンブと生産漁民の生活 今日のコンブ流通機構に至るまでの歴史的な経過、推移というものを実際この目で見てきておるものであります。そこで、北海道のコンブが今日、道漁連が一元集荷し、共販体制によつて流通しておりますが、これまでに至る経過といふものを、水産庁はどのように把握していらっしゃるか、またどのように評価されておるか、この点について御見解をお伺いします。

○政府委員(荒勝巖君) 戦前からのコンブの販売

方法等につきましては、非常に時間的にも、まあ問題が長くなります。一言で申し上げますと、戦前から戦後の一時期まではコンブの流通といふものは、コンブ漁民が一部の産地の集荷の商人の方々の支配下にありまして、コンブの事実上年一回の仕切りとはいながら、代金の前貸しというふうな形で実質的にはほとんど生活資材とコンブとを交換するというふうな形で行なわれております。コンブ漁民にとりましては、ほとんど利益といいますか、所得の向上ということは、あまり期待できなかつたんではなかろうかと、こういふふうに私たち考えて、いる次第でございます。それで、戦後、道漁連が中心になりました。時にコンブの共販体制をスタートしたのでござ

いますが、これは地域単協ごとの入札あるいは隨意約方式というようなことに加えまして、コンブの漁民から海産商人に直接販売されるというようなことがから、実質的なものが相当あると、いうようなことから、実質的にこの共販といいながら、その価格の変動が非常に激しくて、生産者側にも大した利益も期待できず、また貰い付け側であります海産物の商人側にも価格の変動が激しくて倒産するという経緯が、ありまして、その結果、この生産者とそれから販売業者、取引業者含めましてコンブの共販連絡協議会というものを設けて、系統共販に乗せて一元的な集荷というものを開始いたしたというふうに理解しております。その結果、多少時間的に年年に

月もかかりましたが、年々その成績が向上されまして、一元集荷方式というものが、漁民の間でも

十分末端まで理解されまして、一元集荷の道が開けたんだと拡大してくるとともに、価格につきましても非常な、異常な変動幅がありました。コンブにつきましても、大体安定した価格で取り引きされるようになりますて、生産者にとりましては非常に満足すべき段階に近づいておるのではなかろうかと、二つ、もううこ里解して、いる次第でござ

う一ヶ月は、毎日おのづかに思ひ出します。

○川村清一君 水産府長官の御訓説は大体正しい
ではないかと私は評価するわけでござります
が、いま私が申し上げましたように、四十年にわ
たって見ておりますので、その実態をいささか申
し上げたいと思うわけでござりますけれども、昔
は、日高沿岸の漁民は、コンブ、フノリ、ギンナン
ソーソーといった豊富な海草類に、ほとんど依存し
て生活をしておったわけでござります。しかし、
その経済はどうかといいますと、これは函館の海
産問屋の仕込み資本の手に握られておったのであ
ります。交通も全く不便な僻地の沿岸漁民は、函
館商人の仕込みで米、みそ、しょうゆ等生活必需
品が与えられ、それで長い冬を過ごし、越年して
夏を迎えたときコンブをとつて、そのコンブを物
納して仕込み借金を返すと、こういうような経済

生活であったわけであります。したがいまして、農業の小作と同じで、地主に匹敵する商業資本によって、幾らコンブをとっても生活は楽にならない。これが昔の日高の沿岸の漁民の姿であつたわけであります。一人一人は弱い沿岸漁民が、生活を守るために、経済的、社会的地位を向上するため、団結した、これが協同組合である。協同組合をつくったわけでござります。コンブを資本の収奪から守るために、協同組合の共販体制で、いうものが漁民の団結の力で自主的につくられました、共同運動として共販運動が進められまして、今日の体制、機構というものが確立したのであります。このように私は理解しております。

これは北海道のコンブの実態といふもので、高の浜を一例にとって申し上げたわけですが、いま

すが、こういう歴史的な経緯のもとに今日の共闘事業というものが発展してきたということを、ぜひ水産庁当局としては御認識をいただきたい。まあ大体水産庁長官もそのように受けとめられていらっしゃるようでございますから、さらにその考え方をしっかりと固めていただきたいということをひとつ申し上げた次第でございます。

が行なう共販といいましても、それはひつきょう
二二、同行あらわつすぢちりみよ。三

するに、商行為であるわけであります。生産漁民の元的にそれを集荷し、それを問屋なり加工業者等に販売するのであります。が、その場合、もちろん適正な価格によって販売し、生産漁民の利益を守ることに第一義的な目的があるわけであります。消費者に対しましても、安定的に供給しなければならない責任もあるわけであります。しかし、ここではつきりしておかなればならないことがあるわけであります。コンブといいましても、すべて同一の品質のものではないわけであります。つまり地域によって銘柄、格差があるわけであります。日高コンブとか、あるいは利尻・礼文コンブであるとか、釧路のコンブ、根室のコンブといつて銘柄の格差があるわけであります。また、同一

の浜であつても、品質に等級の格差がある。まあ日高の私の町に井寒台のコンブは、これは第一等のコンブということあります。しかし、同じ井寒台のコンブでも、一等から五等まであるわけであります。また、年々豊漁の年もあれば凶漁の年もあるわけであります。そしてまた、経済の変動もあります。いろいろ条件が変わってくるわけであります。このような複雑な条件のもとに、これら客觀的な経済状況を背景といたしまして、生産者から委託されている製品を完全に消化して、少しでも生産漁民に不利益を与えないよう努力することです。生産者の代表である単協やあるいは連合会のまちづらのことをよくお読み下さい。

義務であるとかよりはむしろ半強制的である。さらに消費者に対しても、品質のよいものを作り

るだけ安く、しかも安定して供給するよう、いろいろ流通機構の整備にくふうをこらすことも当然のこれは責務であると、かように考えておりますが、この流通機構をいろいろ考えて整備していくんだという、この生産者代表である北海道漁連のこの姿勢といいますか、仕事に対し、農林省はどのようにお考えになつておるか、御見解を伺いたいと思います。

(○川村清一君　流通機構の問題についてお尋ねし
すか、いわゆる系統運動に乗せまして、一元的に
零細な漁民のとりましたコンブを、北海道漁連が
これを手に入れまして、これをあといわゆる非常
に安定した価格で、安定的に一年間供給をすると
いうことは、北海道漁連に課せられました重大な
仕事でありますとともに、また消費者サイドから
見ましても、これをまた適切に漁連が妥当な価格
で販売されることを、われわれといいたしましても
期待しておる次第でございますが、従来の段階に
おきまして、過去の実績からいたしまして、おお
むね妥当な価格で取引されているものと考えてお
る次第でございます。

ておるわけであります、私のお尋ねしていることは、コンブといつてもいろいろの種類がある。銘柄が、格差がある。同じ銘柄であっても、等級格差がある。そういう品物に対しても、需要地からの注文というものは、必ずしも全部を買ってくれるような、そういう注文には相ならないわけであります。どうしてもよいものに対し、よい品質の銘柄を求める声が強くなるわけであります。その需要者の声にこたえて、良質の銘柄のものだけを送つてやれば、今度は品質の悪いものだけが残つてしまふ。つまり、売れ残りができる。売れ残りができる、製品を完全に消化しない場合には、生産漁民から販売を委託されておるところの道漁連としましては、生産者に対して十分こだえられておるわけになります。

したがつて、生産者代表である委託を受けておる北海道漁業協同組合連合会といたしましては、完全にそれらの品物が売れますように、消化されるよう、いろいろ苦労し、苦心してこの流通機構というものを整備して、完全に品物がその流通に乗れるように努力するということは、当然なことだと私は思うわけでありますが、水産庁としては、どうでしょうか。

したように、北海道のコンブにつきまして、产地によりまして銘柄格差もありますし、また、同じ产地におきましても、等級格差というものがありますて、これはやはりこのコンブというものは非常に独特の調味料、自然の調味料でありますて、非常に日本でも北海道を中心とした一定量しかできませんんで、この販売につきまして、やはり道漁連が中心になりまして、非常に公平に販売しなければならない。高級なものだけ選別売りするとか、あるいは不良なもののみをまた別の体系で売り出すというようなことでは、やはり御指摘のように売れ残り、あるいは逆に逼迫するという問題もございまして、長い経験と歴史によりまして、いわゆるある一定のシェアで、道漁連から需要者に対しまして、いわゆる荷割りという方式をとつて引き渡しておるということによりまして、この年間の需給の均衡を来たしておるというふうに私たちには理解している次第でございます。

○川村清一君 次にお尋ねいたしたいことは、物価の問題は、公害の問題とともに現在、国民生活安定の上から最大の問題であるということは言うまでもないことでござります。そこで、物価の面から考えて、コンブの共販はやめるべきである、自由競争による入札の方法か、あるいは漁民の自由販売にまかせるべきであるとの議論も行なわれておりますが、競争入札の方法は、はたして物価安定に寄与し得るか、究極において生産漁民の利益を守ることになるかどうか。私といたしましては、はなはだ疑問に思つておるところであります。北海道で生産されるコンブの総生産数量は、大体

二万五千トンから三万トン程度、価格でいいます。いうと百三十億程度と聞いております。これをもし、漁連の共販をやめて競争入札の方法をとった場合、大手商社の買い占めにかかる商品になるんではないか、かようには私は考えておるわけであります。むしろ買い占めによつて、安定どころか価格騰貴、あるいは豊漁の場合は、買いたながりが行なわれまして、結局、生産者はもちろん消

○政府委員(荒勝巖君) 戦後の一時期と違いまして、最近、国民所得の増大と、またそれに伴いまして非常に食生活も向上してきておりますが、特にこういう天然の調味料ということで、コンブに對します新たな需要の見直しというような状況になつております。最近とかくコンブにつきましては、どちらかと申しまして、需給的には逼迫ぎみになつてきておるんではなかろうかとういうふうに考えております。したがいまして、北海道漁連がただいま一元集荷されまして、安定期的に年間平均して販売していくといふようなことから、まあコンブの需要者に対しましても一定の価格で安定的な取引が行なわれておりますので、うまくいっているのじやなかろうかと、こう考へておられます。これに対しまして、ただいま一つの御指摘でございますが、新たな入札制度の導入といふようなことになりますと、生産量がきわめて限定されておりまして、需給が逼迫している背景から、価格的にはあるいは変動幅の非常に激しい影響をもたらすか、あるいは一方的な買い占め、いまま私の申し上げたようなことが懸念されるといふふうに理解している次第でござります。

○川村清一君 重ねてお尋ねしますが、私のいま主張したことと思想は大体一致していると、長官の方の御見解はいかがですか。

のお考えは、こう理解してけつこうですか。○政府委員(荒勝巖君) 私といたしましては、先ほどの御質問のときの御趣旨と私の考え方は同一ではなかろうかと、こう考えております。○川村清一君 次にお尋ねしますが、コンブの共販は道漁連が共同運動の一環として行なっている事業であるだけ、協同組合の団結をはかるための手段としての側面が共販という事業にあることも認めなければいけないと思うのであります。したがいまして、組合員である漁民が組合の決定に基づいて、すべての生産品を共販の路線に乗せるよう組合が組合員に働きかけることは当然の処置である、かように考えます。しかし、現実の問題ものは共販の線からはずれて裏口売買をする。現に北海道では漁連が取り扱っている数量は総生産の八〇%であると言われておるわけであります。これは、理想の線からいいうならば、はずれでおりますが、しかたのない現実だと、かようには考えます。このことは認めなければならない実際の姿であります。

○政府委員(荒勝巖君) 共販運動というものは、あくまで零細な漁民が自己の経済力を守るというたてまえから、水産業協同組合法に基づきまして系統共販運動といふものを独禁法の適用外してまだこれは認めているのでございまして、これは大いに推進し、かつ今後とも維持しなければならないものと私ども理解している次第であります。しかししながら、やはりこれはあくまで一つの組合運動の一環として各組合の機関はこういう形で漁民を指導すべきものであり、また漁民の方々も、この趣旨を十分理解しまして、お互に納得の上で契約なり売買關係を締結すべきものと私のほうは理解しておる次第でございまます。これが頭から、上から強権的といいますか、強圧的に末端の組合員を縛り上げていくというふうなことであります。最近、またこの場合に多少——全体の中には、自由なひとつの販売をいたしたいということで、漁民の方があるいは別な売買業務を行なわれることもありますけれども、その売買業務を系統運動と異なった行為をしたからといって、それに対しても実質的な何らかのペナルティーといいますか、組合の施設を利用することを拒むとか、共同漁業権を一部停止するとか、というようなことになりまと、やはりこれは行き過ぎではなかろうかといふふうに考えておりまして、これはやはり組合員、組合内部の問題としてお互いに話し合いの中で今後解決していくべきものと私たちのほうは考えておる次第でござります。

なお、最近の実例としまして、多少何か無理に組合員に誓約書を書かせたとか、あるいは来年からコンブをとらせないとかいうふうな話が私のほうの耳に入りましたこともありますので、これらにつきましては、道府を経由いたしまして私は、私のほうといたしまして私のほうは指導している次第でござります。

○川村清一君 次に、コンブの流通の問題についてお尋ねいたします。

いままで私が申し上げましたように、コンブは、

北海道生産漁民の代表として道漁連と、それから全国の問屋、大手加工業者の代表で共販協会とい

うのがつくられておつて、そこで価格をきめる協議会を持たれ、その結果、値段がきまりますと、問屋を通じて末端の加工業者や小売り店に、さらに消費者に流通すると、こういう仕組みになつておるわけでございますが、問題は、加工業者の段階にあるわけであります。どういう問題があるかと申しますと、コンブの加工業者は数が非常に多くあります。そうして階層的にも非常に複雑であります。零細な業者がたいへんに多いということでも聞いておるわけであります。コンブの加工によつて生計を立てている零細な加工業者に原料コンブがなかなか提供されない、その結果、生業が成り立たない業者が多くなってきた。そこからいろいろな問題が生じておる模様でございます。流通機構の問題は、広範多岐にわかつて、種々難多的原因があるわけであります。原料コンブが入る必要があるんではなかろうかと、こういうふうに考えまして、この点につきまして北海道漁連に對しまして、この問題について十分ひとつ再検討して、何らかの形で、もう少し取引が円滑にいくようになります。小さな業者の方もおられまして、この問題について、私のほうといたしましても、今後何らかの形で、もう少し取引が円滑にいくようになります。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど来お話をありますように、戦後の長い時間をかけまして北海道漁連を通じての一元集荷、それをまた関西を中心といたしますコンブの問屋、あるいは加工業者に対しまして、一定の価格で一定の荷割りといふような形で販売されてきておりますことにつきましてお尋ねいたします。

○川村清一君 次に、コンブの流通の問題についてお尋ねいたします。

ただ、問題は、その後、この長い時間の間に——

多少同志的な結合といふような面もありますが、非常にうまくいっておつたわけでありますけれども、やはり長い期間の間には、新しい新規の業者も出てき、それらの方々が、コンブに対するひとつの需要といふものもありますし、また、小さな方々が締め出されたような形になりますが、一定の取引量を確保するというにも、なかなか実際問題として北海道漁連としては対象としにくい

ような、小さな業者の方もおられまして、この問題について、私のほうといたしましても、今後何らかの形で、もう少し取引が円滑にいくようになります。零細な業者の方々を中心といたしまして、この問題について、私はお尋ねしておきたいと、こういうふうに考えておるわけであります。この大阪のコンブの加工業者の方々をどういうふうな形で、今後行政的にわれわれが指導していくか、の問題として、今後検討させていただきたいと、こういうふうに考えておられます。

○川村清一君 ゼひその点は十分御配慮されて、実効のあがる行政措置をしていただきたいということを要望しておきます。

○川村清一君 これは非常に大事な問題で、コンブについていろんな問題が起きるもの、これが原因ではないかと私は判断をしているわけです。どんな小さな業者であつても、このコンブに依存して、加工業を経営して食べていっている業者でござりますから、その業者も成り立つようなことをやつぱり考えてやらなければならないのであって、いまの御答弁によると、道漁連のほうにもいろいろ指導していらっしゃるようなことを聞いたわけでございますが、具体的に何かお考えになつておることがござりますが、具体的に何かお考えればお示しをいただきたい。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど来申し上げておりますように、コンブの加工業者の中には、非常に零細な小さな方がおられまして、いわゆる取引の相手としては、多少信用問題としまして、問題があるやに聞いておるわけでございますが、しかし

ながら、といってコンブの荷分けにあたりまして、

全然考慮しないというのは、やはり先ほど來のように問題がありますので、北海道漁連とも相談いたしまして、こういった小さな方々に対しまして、た

だいまの階段で一応話としてまとまりかけてきておりますのは、小さな方々を中心といたしまして、これについては検討の用意ありといふことで、たしかに、北海道漁連から引き渡すような形がいいんではなかろうかと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○川村清一君 ぜひその点は十分御配慮されて、実効のあがる行政措置をしていただきたいということを要望しておきます。

○川村清一君 最後にお尋ねいたしたいことは、いわゆる原藻が足りないから自由化すべきだ。ソ連からコンブを輸入すべきだという議論も行なわれておるわけですが、私は先ほども申し上げましたように、北海道沿岸出身の者として、沿岸漁民の実態を知つていて、この点については絶対贅成できないわけであります。北海道の沿岸漁民のほとんどはコンブ漁業に依存して生活しております。それだけにコンブ資源を守り、さらにふやすために、あらゆる犠牲を払つて努力をして今日にきておるわけであります。國も道も組合も多額の投資をして、増殖や養殖の事業を推進してきております。もしソ連から急にコンブが輸入されるようになりますれば、たちまち価格が低落し、北海道漁民の死活問題が生じてくるわけであります。したがいまして、われわれは今まで残存品目の農水産物について自由化を阻止するために闘つて

まいりました。農業品目は言うまでもなく、水産物についても、これ以上自由化を許してはならないという基本原則に立って、コンブの自由化は絶対に認めてはいけない。こう主張するものでござりますが、これはひとつ農林大臣の御見解をぜひ承りたいと思ひます。

○国務大臣（橋内義雄君） 今回委員会を通じまして、農水産物の自由化は考えておらないということをしばしば明白に申し上げてまいっておるのであります。北海道の沿岸漁業の皆さん、コンブ漁業に強く依存されておるという実情は私も十分承知をしておるところであります。ただいま何か御懸念を持って御質問のようでありまするが、過去におきまして、四十七年度で見まするに、わずか輸入割当を一部の国にいたしたことがございまして、それが、そういうようなことで御懸念があるかと、思いますが、この北海道沿岸漁業に影響のあるような、ことにいろいろと複雑な事情のある北海道沿岸、もしくは旧領土の関係からコンブの輸入などが問題になりまするならば、これはたいへんなことでございまして、輸入の自由化あるいはそういう関係についての割当などについて私としてはいま全然考えておりません。

合法の一部を改正する法律案に関連しての質問は終わりまして、次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案並びに漁船積荷保険臨時措置法案に関連して若干の質問を申し上げたいと思います。

第一にお尋ねすることは、農林省の機構改革で水産庁の漁業共済を取り扱う課と、漁船保険を取扱う課が一本になつた漁業保険課という課が新設されると聞いておりますが、その間の事情、どういう趣旨、どういう実情からこういうような機構改革がなされたのか、簡単に御説明願いたいと忠します。

○政府委員(荒勝勝君) 今回の機構改革にあたりまして、この漁船保険関係と漁業共済等を扱う所管を同じ課で行なうこととした次第でござります。その理由といたしましては、まず実務的な

話したいたしましては、特別会計が漁船保険と漁業共済とが同じ体系の一つの特別会計で担当しておられます。これは四十二年の漁業共済事業を創設いたしました際に、勘定を区分しながらも、特別会計としては一本にするということをいたしました。たこともあります。それから、なお、あるいは実務上の立場から、両事業を担当する課を一本にするということが便利的であるということが一つの問題でございます。これは多少制度論にからみますけれども、両方の、これは大体同じであるということで、この思想を前提にいたしまして、両制度の運営に当たって一つの運営方針のもとに事業をまとめたほうが行政組織上、これも利用者にとって有利であるといふように判断いたしました。以上の二点から両事業を一つの課にまとめたと、こういうふうに御理解願いたいと思います。

基づいて設立されておるものでござります。で、目的が同じところの二つの会計において、こんな大きな差異があることに、実際取り扱っていらっしゃる行政当局としては、不都合、矛盾を感じないのかどうか、私はどうも納得できないのであります。ですが、水産庁当局としましては、どうでしよう、率直な御見解を賜りたいと思ひます。

○川村清一君 前段長官がおつしやったことは、私も十分わかつて御質問申し上げておるわけであります。二つの会計が同じ課で取り扱つても、全く別な会計であることも承知しておりますし、その基本になる制度そのものも片方は漁船保険災害補償法、この制度は非常に長いわけです。それから片方は漁業災害補償法、この制度はたしか昭和四十一年に国の再保険に入つたといつたような歴史の浅い保険であります。したがつて、会計上の差が生じてくること、これも十分承知しておるわけでござりますけれども、しかしながら、漁船保険といえども、漁災保険といえども、これは目的は同じにあるわけですね。そこに私は何となく割り切れないものがある。同じ漁業者であるが、片方は漁船業者だけの組織である。もちろん組合員としては沿岸の小型の漁業者もおりますが、千トントまでの遠洋漁業者も加入しております、漁船保険のほうには。しかも今度の法律改正でも見られるように、運搬船もそれから用船も加入することができるようになるわけです。今後ますます大型化が進む傾向にあります。したがいまして、漁船保険のほうの経営はますます楽になることは間違いないでしよう。

これに対しまして共済組合のほうは沿岸で先ほど私が申し上げましたように、コンブだとワカメであるとか、こういう海藻類を採取して生活している無動力階層、零細な沿岸漁民で、暖冬異変であるとか、あるいは海水の汚濁で漁獲がきわめて不安定だ。ノリその他養殖漁業者を多数かかえておるのが漁業共済組合のほうであります。そちらのほうの経営は今後ますます困難になることが私は予想されるわけです。もちろん漁災につきましては、抜本的な制度改革をするよう検討中だとおっしゃつておりますから、それはけつこうなことで、これらの問題はそれによつてすべて解決されるならばよろしいのですよ。しかし、なかなか困難ではないか。

そこで、私ども年来のこれは主張なんですが、昭和四十一年の漁災法の審議のときにも、私申し

上げたんありますが、何とか非常にこの裕福な会計を持つ漁船保険と、赤字をかかえて困つておる漁船保険とを一本にまとめることができないのかどうか。水産庁の行政が一本化したように、この二つの会計を一本にまとめてやることができないのかどうか、技術的に困難なのか、水産庁としては検討してみる気がないのかどうか。農林大臣としていかがでしようか。これは、非常にむずかしいことだと思いますが、借金をかかえた組合を引き受けくれといつたって、漁船保険のほうは反対するでしょう。めんどうなことは重々承知しておりますが、何とか一本にできたら、これはまことにけつこうなことだと思つうわけでございますが、この点を検討してみる気持ちがないかどうか、ひとつ農林大臣の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど来申し上げておりますように、漁船保険は漁船保険、それから漁業共済は漁業共済なりに、それぞれ別個の仕組みで事業を行なつております。これはもう先生もただいま御指摘のとおりでございまして、——両者の間に仕組み等全然違いますので、経理も当然区分して行なわなければならぬ問題だと考えております。

しかししながら、一方の事業が非常に伸びて、一方の事業が停滞する、あるいは逆に赤字に苦しむというようなことは、はなはだ私としてもあまり行政的にいい方向ではないというふうに理解しております。今後漁業共済事業につきましても、何らかの形で、もとと経営的に確立できるようない方で抜本改正を行ないたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○川村清一君 この問題につきましては、さらに議論を進めていく過程で申し上げたいと思います。

さて、漁船保険組合の経営は、全国的に、一般的に非常に裕福であるわけあります。それは、国の特別会計が総額四十七億ですか、の剩余金を中央会に交付するだけの力を持っておるわけであ

りますから。しかし、これを個々の漁船保険組合に分けて検討してみた場合において、全部が裕福だということはいえない。地域組合によつて非常に対し格差があるわけあります。

たとえば、北海道には地域組合が八組合あります。その八組合の内容を検討してみますと、普通保険の引き受け隻数が、根室組合、つまり根室、釧路組合は、四十六年では六千百九十四隻、道南のは六百六十五隻、留萌はわずか六百八十九隻しかありません。したがいまして、組合運営のために組合員の負担が大きく違つてきておるのであります。

これは、調査室からいただいた資料によりますれば、付加保険料率は、南後志は四五%，留萌は実に五〇%，これに反して、根室の組合は二〇%，道南は三四%にすぎないのであります。これは全国的にも同じでございまして、青森県は二二、岩手は一五、宮城は一二にすぎないので、大阪府は四八、岡山四七、大分四六、熊本四七、広島は五三と、あまりにも格差があり過ぎる。これでは非常に矛盾があると思うんです。何とか末端漁民の負担が公平になるように、そして、この漁船組合の経営が安定されるように、機構を整備し合理化する、これが必要だと思うんですが、どうですか。そういうような御意思がありますか、または現在検討されておりますか。

○政府委員(荒勝巖君) 漁船保険組合によりまして、今後指導を強化いたしまして、経営がそれども、私は、もつと根本的に、もう少し組合を統合するなり合理化する必要がないかということをお尋ねしているんです。

北海道に八つの組合が必要なのかどうか。大体、考え方としては、県に一組合というのがこれが原則だったんだでしょう、いままでね。ところが、北海道は、ああいう広い地域であり、また漁業が非常に盛んな地域でござりますので、八組合もつくった。しかし、その八組合がみんないんなら、いですけれども、たとえば、根室、釧路とかあるのは、漁船の在籍数が少ないというようなことから、おのづから漁船保険組合としましては、小さな組合になつているということは、もうだいま御指摘のとおりでございます。その結果、付加保険料率の格差が出てきておるというふうに私たちも見ておるわけございまして、これにつきましては、

大体十四組合でございますが、事務費の補てんあるいは付加保険料の格差の是正に交付してきておるが、これにつきましては、今後とも私たちに格差があるわけあります。

なお、別途、この特別会計から支出いたしております予算のほかに、今回法律を御承認いただきまして、付加保険料率は、南後志は四五%，留萌は三十五億円と前の十二億円の四十七億円で、それを基金といたしまして、漁船保険の振興事業の一環といたしまして、付加保険料の高率な漁船保険組合に対しまして何らかの形で助成をすることを予定しております。未端漁民の負担の公平にマッチするように努力いたしてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○川村清一君 いや、私の質問に対しまして長官は、付加保険料の格差のある、非常に負担の多い組合に対しましては、たしか十四組合とおっしゃつたようですが、補助をしておるというような御答弁、その御答弁はけつこうでござりますけれども、私は、もつと根本的に、もう少し組合を統合するなり合理化する必要がないかということをお尋ねしているんです。

北海道に八つの組合が必要なのかどうか。大体、考え方としては、県に一組合というのがこれが原則だったんだでしょう、いままでね。ところが、北海道は、ああいう広い地域であり、また漁業が非常に盛んな地域でござりますので、八組合もつくった。しかし、その八組合がみんないんなら、いですけれども、たとえば、根室、釧路とかあるのは、漁船の在籍数が少ないというようなことから、おのづから漁船保険組合としましては、小さな組合になつているということは、もうだいま御指摘のとおりでございます。その結果、付加保険料率の格差が出てきておるというふうに私たちも見ておるわけございまして、これにつきましては、

は非常に裕福である。同じ東北であつても、山形県の組合のときは、付加料率は四六でござりますね。こういったようなものをやつぱり全国的にいたしまして努力を払いまして、この付加保険率の格差是正にとめてまいりたいというふうに思つております。

なお、別途、この特別会計から支出いたしておる組合の負担が大きいといふうに思つておりますが、これは、水産庁としてはどうですか、検討されておりますか。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御指摘になりました、漁船保険組合の一つの組合によります格差は正につきましては、当然に、私たちいたしましても、合併ということも一つの大変な仕事であるといふうに考えておる次第でござります。したがいまして、努力を払いまして、この付加保険率の格差是正にとめてまいりたいというふうに思つております。

それは、水産庁としてはどうですか、検討されておりますか。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御指摘になりましたが、これにつきましては、今後とも私たち勘案していくというと、もっと合理化していく必要があります。これは私たちの指導方針としまして考えておる次第でございまして、北海道につきましても、これにつきまして一つの合併問題も多少最近その芽はえも出てきておりますので、これらの点につきまして、今後指導を強化いたしまして、経営がそれ組合ごとに不均衡にならないよう、組合間の経営を改めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○川村清一君 次に、これらの制度と未端の漁業協同組合の事務量との関係についてお尋ねいたしましたが、漁業災害補償法に基づく漁業共済の事務は未端ではやはり漁業協同組合がやつておるわけですが、漁船損害補償法に基づく漁業共済の事務も未端ではやはり漁業協同組合がやつておるわけですが、漁船損害補償法に基づく漁船保険の事務も未端の漁業協同組合が受け持たなければならない。未端の漁業協同組合がしなければならない事務が非常に多く、そして複雑になつてくるわけです。この未端の単協に対しことのような措置をなされたのか。事務はふえて職員の数はふやされない、経営上非常に支障を来たしておるのではないかと思います。したがいまして、これらの法律に基づいて事務を行なつておる組合に対しましては、事務費につきましては非常に裕福である。同じ東北であつても、山形県もそうですね。県に一つであります、たとえば水産の盛んな青森、岩手、宮城、東北の組合

は全額これを国が負担すると、どうような措置が当然なされなければならない。そのように私は考へるわけありますが、水産庁としては今日までどのような措置をとられてきたのか。さらにどのような措置を今後なさらうとしておるのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 漁船保険組合につきましては、末端の漁業協同組合に對しまして保険料の徴収、払いをした場合に、徴収した純保険料に一定の率をかけまして、その金額を漁業協同組合の事務費の交付金といたしまして四十八年度におきましては約九千八百万円、約小一億円をこういった末端の漁業協同組合に漁船保険関係で支払つておる次第でございます。

また、漁業共済の場合には、これもその事務の一部を漁業協同組合に委託いたしましたので、委託手数料について漁業共済組合に対し国は漁業共済事業を実施し、補助金といたしまして約三千万円を補助いたしております次第でございます。

なお、今回また新たに起こします漁船積荷保険事業につきましても、漁協が加入をあせんした場合におきましては、それぞれ一隻につき謝金を交付するというようなことで、われわれといしましては、こういった事務が過剰になります過程で、それぞれ漁業協同組合に對して今後とも事務費が実質的にふえるよう予算措置をなお今後努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○川村清一君 水産庁長官のお話を聞いている限りにおいては、末端の組合に對しては事務費は十分やつてあるんだといふうに聞き取れるわけであります。事務費の補助がいっていることは承知しておられます。しかし、私の言わんとしておるのは、スズメの涙などのそんな事務費をやつたって、しょうがないじゃないか。大体國が法律をどんどんつくっていく。そして、その法律に基づいて事務は全部末端の組合が行なう。貧乏な組合ほど人員は少ない。その少ない中でいろいろな仕事をやつている。だから、組合が要求しておることを

私が弁護して言うことは、國が法律をつくって、その法律に基づいた事務を末端の漁業協同組合がやつしているんだから、この事務費については完全に、ちょっととの補助ではなくて完全に國が負担することもある。こういう立場で、一べんにそれをやつしているんだから、この事務費については完全に、ちょっとの補助ではなくて完全に國が負担するべきである。こういう立場で、完全にそれをやつすることもなかなか予算上困難でありましょうけれども、そういう気持ちで年々歳々ふやしていってもらいたい。そして完全に國が負担するような体制をつくってもらいたいということを私は申し上げている。これに対しても御意見を承りたい。

○政府委員(荒勝巖君) 今回の法案の御審議の過程で、ただいま御指摘のような問題を非常に多く御質問を受けましたし、また御指摘も受けておりますので、私といたしまして足らざる面につきましては十分この機会に反省いたしまして、明年以降の予算の際に十分努力を払つてしまいたい、こういうように考えております。

○川村清一君 次に、特別会計から漁船保険組合中央会に對して、剩余金の中から三十五億円を交付することになつておりますが、四十一年で十二億交付し、さらに三十五億と合わせて今後四十七億という巨額な交付金を中央会は運用することになるわけですが、この運用計画が立てられているのかどうか。これにつきましては、四十一年の法改正のときに、參議院では附帯決議をつけております。「漁船保険中央会に対する交付金は、その性格にかんがみ、これが使途については、組合の意思が十分反映されるようにつとめること。」

こういう附帯決議をつけて、法律を成立せしめたりにおいては、末端の組合に對しては事務費は十分やつてあるんだといふうに聞き取れるわけであります。事務費の補助がいっていることは承知しておられます。しかし、私の言わんとしておるのは、スズメの涙などのそんな事務費をやつたって、しょうがないじゃないか。大体國が法律をどんどんつくっていく。そして、その法律に基づいて事務は全部末端の組合が行なう。貧乏な組合ほど人員は少ない。その少ない中でいろいろな仕事をやつしている。だから、組合が要求しておることを

保険でございますから、民営の保険とは本質的に違うものであつて、剩余金を出すことに決して目的があるわけではないわけあります。剩余金が出るということはいいことではない、こんなにたまうかどうか。

それから一人の同一の漁民が組合員として構成されておる組織がいろいろあるわけでございました

す。一人の漁師は単協の組合員でもあります、漁船組合の構成員でもあります。そうして共済組合の組合員でもある。この一人の漁師が入つておるその組合の、単協の經營はまさに不振である。共済組合のほうも業ではない、漁船組合のほうも弱小組合であります、こういう点もあると思うわけであります。しかし、國の特別会計だけが多額の剩余金を持つ、中央会がたくさん交付金を受けてほくほくしておる。こういう姿といふのは私はけつこうな姿だとは思わないわけです。何か、あだといふことを指摘することは現在できないわけでございますが、何か根本的な問題を抱えてい

ることはないかと思うわけであります。専門家ではございませんから、これはこうだ、ああだといふことを指摘することは現在できないわけでございますが、何か根本的な問題を抱えてい

るのではないかと思われるわけであります。

でありますから、私の言いたいことは先ほど冒頭に申し上げましたように、いろいろな仕組みの保険がありますが、この保険を総合的なものにまとめることができないものかどうか。ある組合は非常に裕福でほくほくしておる。ある組合はまづいおる。または一般的に小さな漁村の組合は、すべての組合がまづい。中央会だけがほくほくしておる。どうも納得いかないんですが、この点をもつと水産当局としては十分検討してみて、何とか根本的に、抜本的に、解決するものがあれば解決いたしまして、一番いいのは総合的な保険制度をつくることだと思つてございますが、これらについての御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 前回漁船保険の法律を御審議願いました際に、四十一年の三月三十一日に決議をいたしております。この漁船保険中央会に對します交付金につきましては、この用途につきまして、十分われわれとしましては、組合員の中で議論を行なつた結果、指導組合の意思が反映するように、交付金の事業を行なつておる次第でございます。その大きな問題といたしましては、組合員の無事故報奨事業あるいは漁船の事故が起こることを防止するための助成事業にお金を出す、それから異常な問題があるのではないかと私は思うわけでござりますが、あるとすれば、抜本的改正が必要だと思います。この点どうなんですか、検討されましたかどうか。

それから一人の同一の漁民が組合員として構成されたおる組織がいろいろあるわけでございました。その法律に基づいた事務を一時的に融通する、それから付加保険料の格差是正のための事務費の補助を行なうというようなこと。あるいはその他の漁船の大型化に伴うまあトラブル、海外で危険等のための貸し付け事業を一時的に融通する、それから付加保険料の格差是正のための事務費の補助を行なうというふうな仕事等を検討いたしまして、こういった仕事を行なうべく努力している次第でございます。

指導、監督についてはどうかということをございますが、前にいただきました十二億円の金と、二つあわせまして四十七億円といふものは、これはあくまで基金として管理いたしまして、この元金に手をつけるということはいさかも考えておりませんで、この果実、平年ベースで私たちは約三億一千万円程度を考えておりますが、この果実の範囲内で漁民並びに漁船所有者に効果的に使うよういたしたい。こういうふうに考えておる次第でござります。

また、料率を引き下げた問題につきましてでござりますが、過去三年に一度ずつ、十年の平均をとりまして料率を改定いたしまして、年々改定のごとに料率は下がつてきているわけでござりますが、その後におきまして、漁船の近代化といいまが、堅牢化に伴いまして、漁船の損害の実情が

の向上というような点がございまして——実質的に再び三十五億円の余裕金を出したということに引きましては、われわれも深く反省いたしております。まして、今後の運営に当たりまして、さらに料率の引き下げを行ないますとともに、不当な形での剩余金が発生しないよう努力いたしてまいりました。こういうように思っております。

なお、最後の問題でございますが、それぞれの特別会計なり、それぞれの漁船保険と漁業共済との間の事業の本質的な違いからいたしまして、この両会計に、まあ経理上片方は多少剩余金が出たと、片一方のほうはまだそこまで至っていないということにつきましては、今後、漁業共済事業の改正に当たりましては、十分にその辺のことを見配慮をして、漁業共済事業も一日も早く経営が合理化といいますか、一人前になるように、われわれといいたしましては努力いたしてまいりました。こういうふうに考えておる次第でござります。

○川村清一君 結論的に言つて、私が先ほどからおる申し上げておるやうに、総合的な保険にしながら、いと、一本にするやうに検討する意思がないかどうかということを執拗に聞いておるわけでありますが、長官の御答弁に関する限りはその意思はないかないと、それぞれやつぱり特徴はあるんだからと。それは、あることはよく承知して私はお聞きしております。しかしながら、片方はたいへんな金持ちの組合であり、片方は赤字をかかえた組合である。これを何とか經營がうまくできるようになるとおっしゃつておりますが、私の予見するところでは、漁業災害補償法に基づくところの漁業災害保険というのは、そういうかないものを持っていふ。日本の国の漁業の仕組みから言って、特に、いまのよう日本列島が全部公害化しているこの状態の中で、できるはずのものが悪いわけですよ。片一方は、ますます裕福になつていく、そういう性格を持つた組合なんですよ。ですから、それを何とか一本にして——両方のニーチとも望んでいるところは同じなんですよ。漁業の振興と漁業者の經營安定に資するためにやつておる法律な

なんですか。それに基づくものが片一方は金持で、片一方は貧乏。これを何とか一本にして、今國の漁民の負担を公平にすることができないかと、いうことを申し上げておるんですが、どうして今まで考えてみる意思ないのですか。大臣、どうですか。どうしてもまずいですか、私の言つていること。長官わからぬいんじやないですか、私の言つていること。

○國務大臣（櫻内義雄君） 先ほど來の川村委員の御質問の御趣旨は、よくわかるのであります。まず、その総合的保険にする考えはあるか、ないか。これについて、長官からは、それぞれの保険なり共済のおい立ちがあることを申し上げてお

御質問の御趣旨は、よくわかるのであります。まず、その総合的保険にする考えはあるか、な
いか。これについて、長官からは、それぞれの保
険なり共済のおい立ちがあることを申し上げてお
るのでござりますが、われわれとしては、いざ
れにしても、これらの保険、共済を通じて、漁業
者のために寄与するということが、大眼目である

い、こういうふうに考えておる次第でござります。
○川村清一君 結論的に言つて、私が先ほどから
おる申し上げておるよう、総合的な保険にしな
さいと、一本にするよう検討する意思がないか
どうかということを執拗に聞いておるわけであり
ますが、長官の御答弁に関する限りはその意思は
ないと、それぞれやっぱり特徴はあるんだからと。
それは、あることはよく承知して私はお聞きして
おるのであります。しかしながら、片方はたいへん金
持ちの組合であり、片方は赤字をかかえた組合で
ある。これを何とか經營がうまくできるようす
るとおっしゃつておりますが、私の予見するところ
では、漁業災害補償法に基づくところの漁業災
害保険といふのは、そういうもののを持つてい

川村委員のおっしゃるよう、それぞの保険なり共済が余裕があれば、保険料について考え方があるといふこともとよりでござりまするが、私はそういうことよりも、漁業者にはんとうに役に立つ漁船保険であり、漁業共済であるということが一番眼目だと、かように存するのでございまして、おっしゃるように、場合によれば、それは総合的保険にする余地は考えられると思うのでござりまするが、ただいまのところ、農林省としては、まあそれぞの特徴を生かしながら、漁業者のたために寄与をしようと、こういう立場にござります。まあ、長い目で見て、きょうの御意見は私としてもよく参考にしてまいりたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 私どもが漁船乗組員の人身事故について、十分配慮をいたさなければならぬということは当然のことだと思います。まあ、言うまでもないのでござりまするが、従来、船員保険法あるいは労働者災害補償保険法に基づいて保険の給付を行なつておるわけでございまして、またこのほかに、全国水産業協同組合共済会が実施している乗り組み員厚生共済制度や、あるいは民間保険会社の団体生命保険に加入をしておるというような、まあこれは実情にあるわけでございます。万一人身事故が生じた場合に、その補償を当然十分すべきだと思うのでありまするが、川村委員の御意見からいたしますると、現行のいろんな制度では、これは不十分であると、また私としても十分だとは考えておりません。したがいまして、漁船船員責任保険の検討にあたりましては、適切な補償が行なわれるよう十分検討してまいりたい。まあ、いまひとまず各種のいろんな対策が講ぜられて、一応対応しておるが、そういう見地から、ただいま御指摘の点は重々考えておるのでありまするが、一応御了承いただきたいと思います。

それは何かと申しますと、漁船は、船体が漁船保険で損害を補てんされる。積み荷の損害を積荷保険で補てんされる。そういうような事故が発生した場合に、常識で考えても、決してそれだけでは済むものではないんですね。必ず人的損害がそこに生ずるわけです。そうでしょう。船が引っくり返った、沈没した、船に積んでおったその荷物はみんな流してしまった、滅失した。その時に船に乗っておった一体人がどうなるのか。必らず人の損害がそこに出でてくるんです。これは間違いない。常識でわかることです。ところが、この点については配慮されているのかどうか、さっぱりわからない。だから、大事なことが抜けている。これは、人命軽視の思想が農林大臣や水産庁長官にあるんじゃないかなと、こう思うわけです。大事なことですから、ひとつ農林大臣のお考えをお聞かせください。

乗組員の人的損害は何で補償されるのか。経営者が負担したものを、今度は補償してあげることが必要ではないですか。つまり、その船主なり経営者が自分の責任を完全に果たすことができるようには、人的損害を受けた船主の損害を補てんする保険、まあ、ただいま大臣は船主責任保険といふのを、いまつくるように努力しておるといったような御答弁でございましたから、それはけつこうでございます。

重ねて申し上げますが、漁船保険、積み荷保険、それから乗組員の人的損害に対する保険、この三本の柱が完全にそろって初めて、完ぺきな私は漁船に対する保険制度だと思われるわけであります。ぜひひとつ、積み荷保険までいったんですから、次には、人的損害に対する保険というものをぜひつけていただきようにして努力してもらいたいということを要望申し上げたいと思う。

時間がまだ若干ありますから、ちょっとと具体的な問題でお尋ねしますが、この積み荷保険は、これは試験的にまあ五年間実施されるということに

○川村清一君 大体大臣の御答弁でお考えがわかったわけでござります。この船員保険あるいは自家経営の小型の漁船では、その法律の適用を受けてないものもありますし、小さな漁業経営者の場合、いろいろ問題があるわけです。昔からですね、大臣 漁業経営者が、これは定置漁業であっても、漁船漁業であっても、もし不幸にして事故のために従業員一人の命を失なうようなことがあれば、これはたいへんな漁業経営者の痛手になるわけです。大損害を受けると、こう言われております。これは当然なことなんです。死亡された漁業労務者及びその遺族に対しても、いかなる義性を払つても十二分の補償をしてあげなければならぬとい。そのため、その経営者、船主がどんな大損害を受けても、これは責任上当然しなければならない。しかたのないことなんです。

○川村清一君 大体大臣の御答弁でお考えがわかったわけでござります。この船員保険あるいは自家経営の小型の漁船では、その法律の適用を受けないものもありますし、小さな漁業経営者の場合、いろいろ問題があるわけです。昔からですね、特に大臣、漁業経営者が、これは定置漁業であつても、漁船業であつても、もし不幸にして事故のためには従業員一人の命を失なうようなことがあれば、これはたいへんな漁業経営者の痛手になるわけです。大損害を受けると、こう言われております。これは当然なことなんです。死亡された漁業労務者及びその遺族に對しては、いかなる犠牲があれば、払つても十二分の補償をしてあげなければならぬ。そのため、その經營者、船主がどんな大損害を受けても、これは責任上当然しなければならない。しかたのないことなんです。

漁船の損害、積み荷の損害は保険で補償される、乗組員の人的損害は何で補償されるのか。經營者がこれは補償しているんです。その經營者が負担したそのものを、今度は補償してあげることが必要ではないですか。つまり、その船主なり經營者が自分の責任を完全に果たすことができるようにな、人的損害を受けた船主の損害を補てんする保険、まあ、ただいま大臣は船主責任保険というものを、いまつくるように努力しておるといったような御答弁でございましたから、それはけつこうでございます。

重ねて申し上げますが、漁船保険、積み荷保険、それから乗組員の人的損害に対する保険、この三本の柱が完全にそろつて初めて、完璧な私は漁船に対する保険制度だと思うわけであります。ぜひひとつ、積み荷保険までいったんですから、次には、人的損害に対する保険というものをぜひつくっていただくよう努力してもらいたいということを要望申し上げたいと思う。

時間がまだ若干ありますから、ちょっと具体的な問題でお尋ねしますが、この積み荷保険は、これは試験的にまあ五年間実施されるということに

なるわけですね。そこで、漁船保険組合の再保険はどこと結ばれるのか、漁船保険の場合は国と再保険が契約されるわけあります、この積み荷保険は、この試験実施中は中央会と結ばれるということになつていいようですね。——そうですね。そこでお尋ねしたいのは、国が再保険を実施するその制度が五年後にはできると思うわけであります、が、その国の再保険に移行する場合に、もしも中央会が赤字をかかえておった場合、これはどうするか。これは四十一年ですか、二年ですか、漁業共済組合が国と再保険を結ぶときに、共済組合はたしか五億の赤字をかかえておった。そこで私どもは、法案審議のときに、この五億を当然国が負担し、全部これを補てんしてやつて、そうしてこの共済組合ですね、共済組合連合会、これが身軽になつて国と再保険を結ぶべきであるということを主張したのですが、その時点においては、五億をとつとう補てんしないで、五億赤字をかえたまま共済組合連合会が国と再保険を締結した、これが実例であります。まあしかし、その後、国は五億出して、いまは全共済は赤字を持っておらないようですが、その心配がここにある。今度五年たつて、中央会が国と再保険を結ぶときには、中央会が赤字をかかえておつた場合にどうするか、国は完全にその赤字を補てんして、そして国と再保険を結ぶかこうになるのかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御指摘の漁船保険中央会が今回積み荷保険につきましては一応まあ暫定措置といたしまして再保険事業を引き受けたままでござりますが、今回法律案と同時に、先般予算の御審議をいただきました際に、国庫債務負担行為といたしまして一億三千万円を一応限度といたしましてこの赤字の補てんをすることにいたしておる次第でございます。これは四十八年度分でございます。したがいまして、いまのところ予定といたしましては、五年間のまあ臨時的な暫定措置ということになつておりますが、当然、明年度も予算措置の際に、見込み赤字額としてある

ことになつていいようですね。——そうですね。そこでお尋ねしたいのは、国が再保険を実施するその制度が五年後にはできると思うわけであります、が、その国の再保険に移行する場合に、もしも中央会が赤字をかかえておつた場合、これはどうするか。これは四十一年ですか、二年ですか、漁業共済組合が国と再保険を結ぶときに、共済組合

程度の債務負担行為金額を出していただしたことにはいたしております、五年間にこういったことによりまして、実質的に赤字が出ない方へ向でわれわれとしましては片づけたいというふうに考えております。

この問題につきましては、五年間にこういったことによりまして、実質的に赤字が出ない方へ向でわれわれとしましては片づけたいというふうに考えております。

○川村清一君 わかりました。

そこでもう一点、今年度分のことをはつきりしておきたいと思うのですが、いまこの法律ができて、積荷保険というものが発足する。そうすると

○川村清一君 それでは時間がきましたので、あ

と、こういったものを、材料を見込んだ上で、あらためて本格実施の法律案を御審議願いたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○川村清一君 わかりました。

それは積み立て金が少のうございますので、さしあたりは借り入れ金によってつないでおきまして、そしてあとで赤字を補てんすると、こういうふうに御理解を願いたいと思います。

○川村清一君 それでは時間がきましたので、あとで終わります。

漁船保険についてお尋ねしますが、四十一年の法案審議のときに、いろいろ問題になつたことが二点あります。これについて、現在はどのような実態であるかということをお尋ねします。

第一点は、不正申告、いわゆる漁船が損害を受けたといって保険組合が申告するわけがありますが、そこに不正事件があった。まあ具体的にいえば、大した損害でないものを損害といって申告して保険料を詐取したというような事件が、當時はちよちよいあつたわけです。そこで、この附帯決議の中にもはつきり出でるわけですが、これが、損害審査の適正化、この損害審査の適正化と保険料を詐取したというような事件が、當時はちよちよいあつたわけです。そこで、この附帯決議の中にもはつきり出でるわけですが、これが、損害審査の適正化、この損害審査の適正化と

もう一點は、これにはありませんが、保険組合の収支決算書をいろいろ検討してみましたところ、組合によつては、分に不相応な事務費を使つて、組合によつては、膨大な事務費を使つて、その中から出すことが可能なんですか。これあつたので、これが議論されて、こういう附帯決議の文書になつて出たわけです。

もう一點は、これにはありませんが、保険組合の収支決算書をいろいろ検討してみましたところ、組合によつては、分に不相応な事務費を使つて、組合によつては、膨大な事務費を使つて、その中から出すことが可能なんですか。これあつたので、これが議論されて、こういう附帯決議の文書になつて出たわけです。

○政府委員(荒勝巖君) 一応この法律を御審議願つております御了解がいたりますならば、われわれといつたしましては、十月一日からこの積荷保険につきまして新制度を発足いたしました。こういうようになります。その十月から来年の三月三十一日までに起こり得る赤字相当分といたしまして、一億三千万円の債務負担行為を予算に計上しております。その十月から来年も予算措置の際に、見込み赤字額としてある

さいますが、この漁船保険制度発足以来、相当年月がたちましたし、当初におきましては、いろいろと御指摘を受けるような点もあつたようですが、この制度が漁民の間にも十分に浸透してまいりまして、また世の中も非常に道義意識が高くなつてきたということもあります。また、ただいまの漁船保険組合につきまして、事務能力も向上したということもありまして、まあ会計検査的にいまだかつて最近におきまして指摘を受けるようなことはおよそありませんし、またわれわれといつたしましても今後こうしたことにつきまして厳重に指導監督をしてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。また、この漁船保険組合の収支の決算書につきまして、われわれのほうでこの前のときは、いろいろ御指摘を受けたようでございますが、政府といつたしましては、経費の節減、あるいは経営の合理化というようなことで漁船の保険組合に対しまして指導を強化いたしておりまして、今後とも冗費の削減としては、経費の節減、あるいは経営の合理化といつたしましては、厳重に指導をきびしくしてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○中村波男君 この機会に要望になると思いますのが、実態を御報告申し上げて格段の行政指導をお願いしたいとこう思うのであります。

○政府委員(荒勝巖君) その件と申しますのは、先般、実は北海道の知床国立公園、このほとんどが国有林であります、が、この件と申しますのは、先般、実は北海道の知床国立公園、このほとんどが国有林であります、が、ここにスーパー林道二十五キロ程度開設をいたしまして、この林道の開設によってたいへんな山地崩壊を来たしておりますし、まことに実態を見まして、自然破壊をする林道の開設というものについては問題があるということを強く感じたわけであります。この問題は別な機会に大臣にも申し上げて、早急にひとつ対策を立てていただきたいと思つておるのであります。

そこでですね、急傾斜に林道をつけたものですから、山腹の崩壊と林道工事の捨て土を全部その場で捨てておりますから、雨が降りますと、沢や

谷に土石が流れ込みまして、それが海へ押し出され、それに加えて伐採木が一緒になって流れますて、漁網等にたいへんな被害があるということが報告されたわけです。

一番問題にいたさなければならぬと思いましたのは、この地域に、ルシャ川あるいはテッパンベツ川というような、その他まだ何本かの川がありますが、この川は、サケ・マスの採卵期にサケ・マスの大群が遡上しまして、卵を生むわけあります。もちろん水産庁の関係のふ化場等も現地にあるわけありますが、それで、川が埋まってしまいまして、境界などといふものは全くない。したがって、雨が降るたびに、水の流れが変わる。よくまあ地元の漁民の皆さん、あるいは町が、この問題について林野庁等へ押しかけてこられないのを、ふしげに思つたんですが、いまのところ、相当サケ・マスがとれるものですから、そんなに大きな声を出して陳情等が行なわれておらないようです。

この管理権というのは、おそらく町にあると思うのですが、河川の管理権は、これはひとつその所管だから、といふふうに放置しておりますと、とれる資源がそのため、大きくマイナスになるわけでありますから、したがつて、実態をひとつ出先を督励して調査をされまして、どこの金で、だれがやるのは別にいたしまして、これはぜひとつ境界線を明らかにして、土砂が川へ押し流さない、いよいよ砂防堰堤なり、それに対するいろいろな施設を考えおかれることが必要ではないか、こういうことを痛切に感じましたし、この国立公園の中に、十條製紙の社有地が千二百ヘクタールばかりあるわけであります、この十條製紙が、国立公園ではありませんから、乱伐いたしまして、そこへ作業道をめちゃくちやにつけておる。それでその作業道等からも土砂が崩壊の土砂と一緒になりまして、海へ押し流しておる。こういう実態を先般、視察をして見てきたわけであります。

したがいまして、これは農林大臣、林野庁の所管にもなりますから、ぜひひとつ実態調査を命じていただきまして、いまのうちにひとつ手を打つて枯渇する資源をできるだけ守るという立場から

も、水産庁の長官も意にとめていただいて善処していただきたい。このことをちょっと要望申し上げまして質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの知床国立公園における一つは、公益林道の開設に伴う問題、一つは、十條製紙の社有地の乱伐に関する問題、この二つともたいへん恐縮でございましたが、私は、いまここで初めて承ったわけで、しかし、さもありなんと承つておったわけでございます。農林省内で、水産庁が一方の被害者のようなかっこで、林野庁の関係が問題である。こういうことでございまして、さっそくに実態をよく調査をいたし、対策を講じたいと思います。

○理事(初村瀧一郎君) 他に発言もなければ質疑は終局したものと認めます。

これより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に発言もないようですから、これより三案の採決を行ないます。

まず漁船損害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○理事(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

〔賛成者挙手〕

○理事(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

<p

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。

〔賛成者挙手〕

○理事(初村瀧一郎君) 挙手多数と認めます。

よつて、本附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、櫻内農林大臣から発言を求めておりますので、この際これを許します。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○理事(初村瀧一郎君) なお、三案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(初村瀧一郎君) 速記を起こして。

速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(初村瀧一郎君) 速記を起こして。

ただいま水産関係三法案が可決されました。

その審査の過程において、有明海等における水銀

等の汚染による漁業被害の実情調査のため、委員

派遣が行なわれ、現地を視察するとともに、関係

者の意見あるいは陳情を聴取いたしましたが、同

地方に限らず、公害による漁業関係の被害は深刻

化しており、関係者は早急な対策を要望している

状態であります。この実情にかんがみまして、現

事会において協議いたしましたところ、この際、

当委員会として決議を行ない、政府に対し、すみ

やかな対策を求めることが必要であるとの結論

に至りました。案文がまとまっておりまますので、

便宜私から提案いたしました。案文を朗読いたしま

す。

○公害被害漁業者等の救済に関する決議(案)

政府は、水銀、P.C.B.等による漁場および魚介類の汚染が、沿岸漁業の存立基盤を根底から

ゆるがせ、漁業者並びにその関連事業者等に深刻な打撃を与えている現状に対処するため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、公害被害漁業者等を救済するため、公害発生源企業の早期確定と原因者負担の原則の上にたつ緊急つなび融資の早急な実施、救済対策の制度化等を行なうこと。

なお、緊急つなび融資については、融資枠を十分確保するとともに、利子負担については、公害被害漁業者等の負担にならないよう

検討すること。

二、企業の有害物質の排出規制を厳重にするとともに、汚染漁場復旧のため、ヘドロ除去等を早急に実施すること。

三、公害被害地域における第二次沿岸漁業構造改善事業の緑上げ実施と予算枠の拡大、漁場転換に伴う漁船建造資金の融資等について、特段の配慮をすること。

以上であります。

それでは、これより採決を行ないます。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上であります。

○理事(初村瀧一郎君) 速記を起こして。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

○理事(初村瀧一郎君) 速記を起こして。

本決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、櫻内農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。櫻

内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後検討してまいりたいと存じます。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後検討してまいりたいと存じます。

○理事(初村瀧一郎君) 次に、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。

○理事(初村瀧一郎君) 次に、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

○政府委員(内村良英君) 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は全六章及び附則から成っております。

内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、制度創設以来、農業経営の安定のため多大の寄与をしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。最近における農業事情の変化に対応して、本制度の対象範囲を拡大し、新しい部門にもこれを適用することが関係各方面から強く要請されるに至っております。

政府におきましては、このような情勢にかんがみ、果樹について五年間の試験実施を経た後、本年度から果樹共済事業を本格的に実施することとしておりますが、農業生産の適地適作を推進していくためには、さらにその他の畑作農業等についても、適切な災害補償制度の確立が強く望まれております。

このため、政府といたしましては、従来から主重要な畑作物及び施設園芸に関し、種々調査検討を続けてまいったところでありますが、本格的な共済制度を樹立するのに必要な諸種の資料が十分整備されていない状況でありますので、まず試験的に事業を実施し、その過程において共済掛金率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営のための法律を提出する理由であります。

以下その主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、今回試験実施を行なうとしたとしており、共済事業は、畑作物共済と園芸施設共済の二種類であります。その対象としては、畑作物共済においては、主要な畑作物のうちから政令で定めることといたしておりまして、当面、バレ

イショ、てん菜、大豆、アズキ、インゲン及びサトウキビの六品目を予定しております。また、園芸施設共済においては、温室その他の施設園芸

芸用施設を予定いたしております。なお、園芸施設共済におきましては、内容農作物もこれに含めて対象とし得ることといたします。

第二に、事業の実施につきましては、特定の農業共済組合等及び農業共済組合連合会をその申請により都道府県知事または農林大臣が指定し、その指定を受けたものが共済事業及び保険事業を行なうことといたしております。

第三に、事業の内容でございますが、畑作物共済等による損害が一定割合をこえた場合に、また、園芸施設共済におきましては、対象園芸施設等につき、自然災害等によって損害が生じた場合に、それぞれ、共済金額及び損害割合に応じて共済金を支払うことといたします。

第四に、国は、農業共済組合等及び農業共済組合連合会がこの法律による共済事業または保険事業共済等による損害が一定割合をこえた場合に、病虫害等による損害が一定割合をこえた場合に、また、園芸施設共済におきましては、対象園芸施設等につき、自然災害等によって損害が生じた場合に、それぞれ、共済金額及び損害割合に応じて共済金を支払うことといたします。

第五に、事業の実施につきましては、特定の農業共済組合等及び農業共済組合連合会をその申請により都道府県知事または農林大臣が指定し、その指定を受けたものが共済事業及び保険事業を行なうことといたしております。

第六に、事業の内容でございますが、畑作物共済等による損害が一定割合をこえた場合に、また、園芸施設共済におきましては、対象園芸施設等につき、自然災害等によって損害が生じた場合に、それぞれ、共済金額及び損害割合に応じて共済金を支払うことといたします。

ております。長期の問題になりますと、実態の把握の問題が非常にむずかしゅうございますので、どうするかということと、それから技術的な問題につきましては、農業技術研究所の物理統計部の部長をはじめ、その専門家を寄せまして、私のところでいろいろ検討を重ねておりまして、まだ長期のことでもござりますし、趨勢を見なければなりませんし、実態を見なければなりません。そういうものをいまあわせて私どものほうで検討しておるわけでございます。そういったような状態で対応しております。

礼ですが。その点は今後の気象の推移と農作物の推移と、七月十五日とおっしゃつたけれども、先ほど例にあげたのは、これも農政、皆さんのお指掌管轄下にある北陸農政局の富山農林統計ですからね、こういうものは集めればすぐ集まるわけです。

〔現事務林酒　自著述原　委員長着用〕
幾らでも、七月十五日などというのんき節を
歌っていないでも、集約して適切な指導ができる
と思う。その点はそれこそ備えあれば憂いなしで
ござりますので、万全の検討と御指導を期待した
いと思います。

二番目には、いま提案されている畑作の問題に入る前に、すでに大臣提案にもありましたとおり、五年間の試験の結果を経てすでに本格的な共済に入っています果樹共済について若干の質問を続けていきたいと思います。

「一つは、適用法、共済の法が六十八国会で成立し、かつまた、ことしの四月一日に施行になつたわけですが、どの程度この共済制度が事務的にもあるいは行政的にも下のほうへずっと浸透して、受けて立つというような状態になつてゐるのか、つまり適用の普及とその状況について報告をいただきたい。」

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、果樹共済は四十八年年度から本格実施に入つておるわけでござります。そこで共済でございますから、まず受けとらへることから始まるわけでございます。そこで果樹のうちのブドウについては、すでに五月份に受けが始まつております。それからリンゴ、ナシにつきましては、六月から受けが始まつております。さらには我が国の果樹の中で、非常に大きなウエートを占めております温州ミカン、桃、夏カクラン等については八月から受けが始まるわけでござります。そこでこういった五月のブドウの受けが始まります前に、共済組合におきましては、必要な定款変更をやるといふようなこと、あるいは市町村におきましてはその条例を設けるというようなことをやりまして、同時に、農家に対する

果樹共済の普及の徹底、というものをはかったわけが、八月から桃、温州、ミカン、夏カク等の引き受けが始まるわけでござりますが、現在組合では、そういうものの加入促進をはかつていて段階でござります。したがいまして、全体についてどの程度の引き受けになるかということは、まだはつきりしないわけでござりますが、私どもの計画では大体四十一県ぐらいが果樹共済を実施するであろう、で、収穫の保険につきましては、引き受け面積は大体果樹面積の四割程度の十万三千ヘクタール程度が予定されております。その總共済金額は六千七百億でございまして、実施予定組合は八百三十組合、こういうことになっております。それから果樹共済につきましては、大体二十一県ぐらいうといふふうに見ておりますが、いずれにいたしましても、私どもの見ておるところでは、大体果樹共済の本格実施につきましては、順調に進んでいるようを感じております。

そこで、これは富山市だけの思いつきじゃないと思うんですよ。農林省が、何かモデル条例といいますか、条例の基準みたいなものを御指導なさったと思いますが、その中にあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、ここに書いてあるのは、そんな悪い気持ちで書いてないと思うけれども、あえてこのことを入れられたのは、どういうことを想定されてこういう文言が入ったのか。その指導的な立場にある農林省の条例、この模範条例ですか、そういうものの策定の中に入っていると思うが、入っていないか。同時に、また入っているとすれば、その意図は富山市議会で混乱を起こすような意図ではないのかどうか。富山市議会は、それをお聞きしたからって直すことはしませんが、削除しましたから。問題は一応終わったわけですからども、しかし各都道府県、市町村に影響しておることですから、この際ひとつ明らかにしてください。

○政府委員(内村良英君) まず第一に、農林省の示しました模範条例案の中には、ただいま先生から御指摘のございました戦争その他の変乱によりて生じたる損害は云々ということは入っております。そこで、なぜそういうことが入ったかといたことでございますが、現在の農業災害補償法の第一百三条という規定がございまして、その規定はちょっとと読んでみますと、「組合等の共済事業」、この「等」は市町村が入るわけでございますが、規定がございます。そこで、その商法の規定を見ますと、商法第六百四十条から第六百四十三条まで、第六百四十六条及び第六百六十二条の規定を準用する。要するに共済事業について商法の準用規定がござります。そこで、その商法の規定を見ますと、商法の六百四十条というのがござります。この六百四十条は保険に関するいろんな規定でございますが、「戦争其他ノ変乱ニ困リテ生シタル損

書ハ特約アルニ非サレハ、保險者之ヲ補ヌル責ニ任セス」、こういう規定があるわけでござります。したがいまして、農業災害補償法が商法の準用をしておるその商法の条文には、こう書いてあると、いうところから、やや機械的に模範条例案に引用したということでござります。

そこで、ただいま先生から御指摘がございましたように、一般の保険の場合は、当然商法の規定に基づいてこういうことばを入れておるわけでござりますけれども、農災法の場合に、やや「戦争其他ノ変乱」ということばはどうかいと申しますか、「面もございますので、私どもの指導といたしましては、「戦争其他」を削って「変亂ニ因リテ生シタル」——やはり商法を準用しておりますから、その商法の規定は設けたい、そこでそういうような指導をしておるところでございます。

○杉原一雄君 後ほどの畑作の場合も品目が六つというふうに規定されていることもありますから、果樹共済の場合で、これも六つ、六品目だと思いますが。先ほど八月、八月、六月、五月、六月といふふうなことで、具体的にすでにあれは作業段階に入つておるわけですが、ただ、この法案を衆参両院を通過させる際に、附帯決議を同様つけていわるわけですが、この中で、カキとかクリとかいう話が出ておるわけですね。でありますから、カキとかクリを対象品目に入れることについて、まあ法案施行以来、日も浅いわけですから、国会を通過して以来、若干の月日を経過しておりますから、試験的になり、あるいは調査等々によつてこの辺の対象に入れることの可否についての、部内における検討あるいは調査等々の事実があれば、若干判断を加えて説明をいただきたいと思ひます。

なぜこんなことを私が申すかといいますと、私の県の福光という、松村謙三先生の生まれた町ですが、この福光という町は、人口は約二万ちょっとですけれども、干しガキで有名なんですよ。だから、東京のデパートあたりで一つ百円、もつと高いかもしませんが、去年の暮れから、またこ

としの暮れも皆さんのお世話になると思ひます
が、まさか商品宣伝をする必要ありませんが、
歳暮にはどうぞよろしくと言いたいところなんですが、これは松村さんの福光では四百へクタール
それから隣の城端というところでは三百へクタール、これは集中的に栽培をしておって、しかもなん
だかキはきわめて巧妙な技術によつて皮を剥き、富山県独自のあの寒気にさらして、あのよろ
な白粉をふかせて、皆さんの応接間に顔を出すといふ経過をたどるわけです。だから、こうした私が
いまの説明の中で、あえて私は富山県の例をあげたんですけれども、のみならず、これは岐阜を
しろ、その他でクリの問題、カキの問題としてそういう要望が農林省に上がつてゐるのではないか
うかと思ひます。
だから、最初に質問申し上げたように、この問題について衆参両院の附帯決議等を検討して、実施適用についての現在現在の、局長等の判断を聞きたい。もし適用できないとすれば、適用用することは面見合わせるということならば、それはなぜかということで明快な答弁をほしいんで
す、ぼくは要望を受けてきておりますから。きのうですか、朝、県の農業共済連合会へ行きました
会長にも会い、参事にも会つていろいろ今までの補作等の共済の実態等を報告を受けながら、この果樹共済の問題で若干要望がございましたので、そのことで申し添えるわけですから、まあこうした農民の期待にこたえるような意味で、ひとつ経過と判断をお聞かせいただきたい、こう思ひます。

で、カキを果樹共済の対象とすることにつきましては、保険設計上必要な資料がまだないといふことでございります。そこでこれを見送つたわけでございます。そこで共済でございますから、何といいましても、その被害率を基礎にしまして料率をつくる必要があります。あるわけでございります。そこで農林省は調査費なども予算化いたしまして、昭和四十三年から四十五年までの三カ年間、カキの被害率の調査を行なつたわけでござりますが、その結果、被害率の変動が大きくて、三カ年程度の年次では料率算定は困難であるというところから、さらに五県に依頼いたしました。四十七年度まで被害率の調査を行なつております。したがいまして、この調査がまとまりましたらそれを検討し、さらに損害評価の方法等も同時にあわせて検討いたしまして、できるだけ早く議論を得るように、前向きで検討したいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、害率がますます上がるということが先でございます。

農政学者に言わせると、まさにこう二つの人である。このように心配のあまり、名譽でないことばをつけている人もあるわけですから、それくらいに、こう二つの人になりつつある日本農業に一つの、カンフルならざる強壮剤を与えていくといふ制度、こういうことでやはり考えることができるのではないか、こういうふうに思います。

そこで、何か先ほどあげましたように、北海道等からひとつお願ひしますと、こういう要望、しかもその要望は要望なりの根拠があるはずであります。それをどう受けとめ、どう判断してその方向に進んでいったのか、そういうようなことについてもし経過と処置の中であるならば、局長のほうから率直にして、いたぎたいたいと思います。それを基礎にしてやはりこの法の適否を判断していきたい、こう思います。

○政府委員(内村良英君) まことに申しわけない、わけでございますが、ただいまの御質問にお答えいたします前に、先ほど私が申し上げました数字に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

果樹共済の実施規模につきまして、収穫保険が総共済金額六千七百億円と申し上げましたけれども、ゼロが一つよけいで六百七十億円でございます。それから樹体共済のほうは四千六百億円と申し上げましたけれども、四百六十億円でございましたので、その点まず訂正させていただきます。

次に御質問のございましたこの畑作物共済の縛りの点でございますが、たゞいま先生から御指摘がございましたように、確かに北海道におきましては、畑作物共済についての強い要望があつた、現にまたることは事実であります。と申しますのは、北海道はかなり広いわゆる畑作事業地帯を持っておりまして、さらに冷害を受けやすいことは、畑作物共済についての要望が相当地強いものがあつたことは事実でございます。それが具体的にどうあつたかと申しますと、昭和十三年度以降、北海道を中心に、これは農林省の

委託によつて行なつたわけでございますが、被害率及び保険設計上問題となる事項について調査を行ない、学識経験者の意見もいろいろ聞いたわけでございます。さらに、昭和四十一年度から四十三年度までの三年間、これは関係農家あるいは団体等の強い要望で道单独でパレインショ、てん菜、大豆、小豆、インゲンを対象に共済事業の実験実施を行なつたわけでございます。この実験は五地区、百戸を対象に行なわれまして、実際に現金の受け渡しが行なわれる実験であったわけでございます。そこで、その結果がどうかと申しますと、三年間で年間掛け金総額の約一・五倍に当たる三百八十八万五千円の不足金を出したわけでございます。この不足金を出しました主たる原因は、小豆、インゲンが赤字でございまして、パレインショ、てん菜は剩余が生じたわけでございます。この調査、検討を通じ、畑作物については作物により、また、地域によって保険需要に格差があり、危険分散に必要な多数加入者の確保についてむずかしい事情があること、また災害の態様から見て一部地域では危険分散をはかりにくいくこと、さらに畑作物については作付耕地が年次により変動することが多いほか、収量変動の大きいもの、あるいは価格変動の大きいもの等があつて、共済事業についてはさらには検討が必要であるということが明らかになつたわけでございます。で、このようなことを背景にいたしまして、これはひとつ試験実施をしてみよう、本格実施に移るのに、まだあまりにもデータが足りないし、問題が多いといふところから今回試験実施に関する法案を御提案申し上げているわけでございまして、今回の試験実施では、北海道畑作物について輸作体系を前提とした五作物一括加入の方式によって、作物間の危険分散をはかると同時に、さらに再保険措置等を通して危険分散をはかるほか、いわゆる足切りの水準とか、共済金額の限度については、収量変動なしし価格変動の大きいものがあること等も考慮して今回提案申し上げている実験方式を定めたとこ

○杉原一雄君 それは北海道なんですかとも、それは畑作の場合ですけれども、施設園芸のところはどうするか、何かそれの基礎資料がありますか、提案の。それをお聞きしたい。

○政府委員(内村良英君) 施設園芸につきましては、昭和四十三年二月の西日本における豪雪、それから四十四年三月の関東信越地域を中心とする異常降雪等が施設園芸に大きな被害をもたらしたわけでございますが、これを契機に施設園芸に対する要望が起つてきました。そこで、四十三年以降農林省の委託調査として被害状況を中心とした保険技術的な事項について調査を行なってきたわけでございます。これまでの調査検討においては、施設についてはその構造、材質、耐用年数等が多種多様で、被害の発生態様や、さらに損害評価の技術的な問題の困難性があるといふことの頻度も地域的な差のほか、材質等による差があること、また内容作物については品目が非常に多數にわたつておるのみならず、価格変動の問題や、さういったような感じを持つたわけでございます。したがいまして、今回の試験実施では施設を主体とした、内容作物は施設と一体として付帯的に取り扱うこととし、また、料率の設定については、材質による区分ごとに行なうといふこととし、実験、試験等の結果から答えるような気がしますね。大体そのことを意識して答弁をしておられると思いますが、そうしたことについて、あるいは施設園芸をやっている農家、農民、北海道農民にじかに何かアンケートを出して調べてみたあります。大体そのことを意識して答弁をしておられるならば、ひとつお示しいただくほうは参考になるのじゃないかと思います。——ない。

先ほど、この問題は本論に入るときに少し申しましたが、日本の農業の未来はどうあるべきかとなる

と、こういう見地がござしまするので、この点は御了承をいただき、また同時に、ただいまお願ひをしているペレインショ、てん菜、大豆、小豆、イソジン、こういうものの振興をはかる上におきまして、共済事業を十分考えようと、このような見地に立つておるわけでございます。

○政府委員(内村良英君) 保険需要の動向調査につきましては、北海道の畑作物については昭和四十一年に調査したものがござります。それによりますと、畑作物共済制度が必要と思うかというものに対して必要と答えたものが五三%になつております。それから畑作物共済制度を必要とする作物は何かということにつきまして、小豆、インゲン、大豆、パレンシヨ、てん菜について、約八割の農家がその必要性をあげております。牧草、亞麻は合わせて一・六%程度でございます。それから加入方式はどうしたほうがいいかということにつきましては、任意加入が五七・六%，強制加入が二六・七%になつております。それから被害のてん補割合は、三割以上が六三・七%，二割以上が二三・七%，その他が一二・六%というようになります。それからその他の作物につきましては、特に地域特産物につきまして意向調査がございます。これは四十五年度から、今回実施は見送りましたたばこ、茶、ホップ、い草。それからこれは今回実施になりますサトウキビ、これは鹿児島県のものでございますが。昭和十六年度から、これにさらに内地の豆類を加えて、いま現在意向調査中のものがございます。その結果、まあいろいろ非常に共済需要、被害率等の調査でございますが、ものによって、たとえば共済需要について申しますと、あつたほうがいいといふものが、たとえばたばこが四五・五、それから茶が二七・八、ホップが六六・二というようなことで、ずっと物別に数字が出ておりますけれども、これはまだ現在調査でございまして、これをもつて結論を出すというところまではいっていないわけでございます。

ども、農林省の中で、今後のあるべき共済制度、望ましき共済制度等についての研究機関と申しますかね、そういうふうな農業保険問題研究会といふところがあるそうですが、この研究会は、どうあります。これはこれで解散したんじゃなくて、今後とも継続をして、このテーマ、つまり望ましい共済制度ということで追求していく機関として存置をされていくのかどうか、もし存置されあります。そこで、その点は要望しておきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 先生から御指摘がございましたように、今般の実験につきましては、提案理由でも申し述べておりますように、畑作物共済の対象品目としてはバレイショ、テンサイ、大豆、小豆、インゲン及びサトウキビの六品目といふことになつておられます。その他の品目はどうかということをごさいます。まず日本本の畑作物を考えた場合に、頭に浮かぶのは野菜です。それから一般的に作付面積、作柄及び価格の変動が非常に大きいけれども、共済制度を仕組むということになるとなかなかむずかしい困難な問題がたくさんあるわけでございます。この点につきましては、私どもいたしましては、なお研究は続けなければならぬとは思っておりますけれども、共済制度

を仕組むということになるとなかなかむずかしい困難な問題がたくさんあるわけでございます。この点につきましては、私どもいたしましては、なお研究は続けなければなりません。そこで、現在研究会がやつております。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 研究会は現在継続しております。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○杉原一雄君 次に、対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○杉原一雄君 次に、対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○政府委員(内村良英君) 対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○杉原一雄君 次に実施地域とその大きさの問題ですけれども、先ほどあげました衆議院の附帯決議の第一項の中に、「読み上げました」とおり、「現在予定されている地域及び品目」と、こうあるわ

ども、農林省の中で、今後のあるべき共済制度、望ましき共済制度等についての研究機関と申しますかね、そういうふうな農業保険問題研究会といふところがあるそうですが、この研究会は、どうあります。これはこれで解散したんじゃなくて、今後とも継続をして、このテーマ、つまり望ましい共済制度ということで追求していく機関として存置をされていくのかどうか、もし存置されあります。そこで、その点は要望しておきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 先生から御指摘がございましたように、今般の実験につきましては、提案理由でも申し述べておりますように、畑作物共

済の対象品目としてはバレイショ、テンサイ、大豆、小豆、インゲン及びサトウキビの六品目といふことになつておられます。その他の品目はどうかということをごさいます。まず日本本の畑作物を考えた場合に、頭に浮かぶのは野菜です。それから一般的に作付面積、作柄及び価格の変動が非常に大きいけれども、共済制度を仕組むといふことになるとなかなかむずかしい困難な問題がたくさんあるわけでございます。この点につきましては、私どもいたしましては、なお研究は続けなければなりません。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 研究会は現在継続しております。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○杉原一雄君 次に、対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○杉原一雄君 次に、対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○政府委員(内村良英君) 対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○杉原一雄君 次に実施地域とその大きさの問題ですけれども、先ほどあげました衆議院の附帯決議の第一項の中に、「読み上げました」とおり、「現在予定されている地域及び品目」と、こうあるわ

そこで、ちょうど私の手元に、いまこの会場で、やつと配付されたからあわてて読んでいるんです。それでひとつどうかなあと思つようのはあります。それがひとつどうか、ちょっと御披露いただきたい。

○政府委員(内村良英君) 先生から御指摘がございましたように、今般の実験につきましては、提案理由でも申し述べておりますように、畑作物共

済の対象品目としてはバレイショ、テンサイ、大豆、小豆、インゲン及びサトウキビの六品目といふことになつておられます。その他の品目はどうかということをごさいます。まず日本本の畑作物を考えた場合に、頭に浮かぶのは野菜です。それから一般的に作付面積、作柄及び価格の変動が非常に大きいけれども、共済制度を仕組むといふことになるとなかなかむずかしい困難な問題がたくさんあるわけでございます。この点につきましては、私どもいたしましては、なお研究は続けなければなりません。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 研究会は現在継続しております。そこで、現在研究会がやつておりますのは、いわゆる経営保険というものがはたしてできることをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○杉原一雄君 次に、対象の品目ですが、先ほどおっしゃつたとお聞きしてみたいと思います。この点につきましては、四十六年度から四年間研究するということで、現在いろいろ研究をやつしているところでございます。

○杉原一雄君 次に実施地域とその大きさの問題ですけれども、先ほどあげました衆議院の附帯決議の第一項の中に、「読み上げました」とおり、「現在予定されている地域及び品目」と、こうあるわ

けですから、これは地域の拡大をやはり想定に置いた決議案だと思うのですね。そうしますと、現在は実施地域が大体限られているわけですが、これをこの場をもつと広めた農民層に問題を持つていった場合に、北海道以外のところになぜこれを適用しないのかと、こういう質問が素朴に出てくると思うのですね。それに私たちはどうのうにこたえたはうが、農民に対する説得力があるのでしょうか。動機はわかりましたから、その辺のところを逆に北海道以外の農民に答えてほしい。

○政府委員(内村良英君) その点につきましては、私どもいろいろこの法案を考えます場合に、

中でも検討したわけでございますが、先生も御承

知のとおり、畑作物が非常に品種が多く、また収

穫等の態様も豊富であると共に、特有の運作障

害という問題がありまして、損害評価の方法等に多くの難点があるわけでございます。それからま

た北海道以外の府県の畑作物につきましては、現

実の問題として料率が整備されていないというこ

ともござりますので、今度は一応輸出体系が確立

している北海道の畑作物に限定して実施せざるを得ない。しかしながら、この実験の結果を踏んま

えて、今後その他地域につきましても、畑作物共済を行なうように、今後の課題として検討して

みたいというふうに考えておりますが、とりあえず実験は北海道の畑作物でスタートしたい。同時に、沖縄のサトウキビについても、そういうこと

にしたわけでございます。

○杉原一雄君 そこで、いま局長が後段に触れた

サトウキビですけれども、これ大臣のほうからひ

とつ沖縄農業——鹿児島の南西諸島の問題もあり

ますけれども、沖縄農業といふものの大きな今後

の展望に立った中で、サトウキビというものが、

今度の畑作物共済の対象になつていいわけですか

ら、沖縄の農業構造の中におけるサトウキビの位置づけですね、これをどう考えておいでになるか。

つまり甘味資源としてのサトウキビ、同時にまた、沖縄農民の所得源としてのサトウキビそれから季

ます。これが非常に大きい被害をもたらしております。

○政府委員(内村良英君) まず最初に、加入資格でございますが、北海道の畑作物につきましては、五品目あるわけでございますから、いずれか一品目にについて一ヘクタール以上の耕作をしている人でございます。サウトキギにつきましては、加入資格を二十アール以上の栽培面積がある人といふようにしております。それから施設園芸につきましては、加入資格を五アール以上にしております。そこで、それぞれの根拠でございますが、北海道の畑作物の場合には、北海道において畑作物を主体とする経営の規模としては、最低限五ヘクタール程度になつております。したがいまして、五作物を平均して栽培しているとすれば、一作物おおむね一ヘクタールということで、いずれか一品目につき一ヘクタール以上の栽培をしている人は加入資格があるということになつております。もちろん、現実の問題といたしましては、五作物を平均して一ヘクタールずつつくりついているとか、平均してつくっているというケースはあまりなく、いろいろなバラエティーがあると思いますが、いずれにいたしましても、いずれか一品目について一ヘクタール以上つくついていなきやならぬといふことでございます。

それから、次に沖縄及び鹿児島のサトウキビでござりますが、これにつきましては、大体サトウ

キビの栽培面積を見まして、二十アール以上としたわけでございます。この二十アール以上とてみますと、大体沖縄本島では七割、宮古では九割、八重山では八割五分の農家がカバーされるということになりまして、あまり零細な共済金を払うといふようなことは、やはりこの制度からいっても問題があると思いますので、二十アール以上ということにすれば、大体共済制度を必要とするようなサトウキビの栽培農家はカバーできるのではないかというふうに考えたわけでございます。

それから園芸施設共済の問題でござりますが、施設園芸の経営は集約的に行なわれておりますので、その面積規模は比較的小さいわけでございます。そこで、現在の施設の設置状況を

見ますと、一戸あたりの平均設置面積が、ハウスで約九アール、ガラス室になると、もうちょっとさらに小さくなると思いますが、そこで九アール半分ということで五アールということにしたわけでございます。

○杉原一雄君

サトウキビの場合、沖縄では平均

して一戸の農家幾らほどですか。いまの対象だと、二十アールですけれども、大体現状はどうですか。幾らほどやつていますか、農家は。

○政府委員(内村良英君)

平均の数字は五十アーチルになつております。

○杉原一雄君

あわせて、園芸施設の場合でも、

まあ、百ヘクタールほどになりますようけれども、か。これも数字をひとつ示していただきたいと思

います。

○政府委員(内村良英君)

先ほど御答弁申し上げ

ましたように、ハウスにおきましては、大体平均の設置面積が九アールでございます。ガラス室については四アールといふことになつております。

○杉原一雄君

次に共済事故の問題でございます。この二十一アールでございます。ガラス室に

事故は気象灾害、病虫害、鳥獣害、火災とする。

それから、こうあります。北海道のほうは2の①のこと

と、こうあります。北海道のほうは「火災がない」と書いてあるのはどういう意味かちょっとわからないのです。高橋さん、こ

れの相談にあづかりましたか。——火災がないと

いう意味はちょっとわからない。これに火災が

が——農林省のほうは火災が入っているのでしょうか、対象になつているわけですね。そうすると、

この表によると、「火災がない」と書いてある意味はどういうことか。火災が必要がないという意味なのか、それがわからないのですけれどもね。

これは農林省に聞いても始まらないけれども、農

林省はき然として、火災が入っていると、こう理

解していいわけですね。

○政府委員(内村良英君)

今般の実験の共済の対

象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害又はこれらに準ずる事故で農林省令で定めるもの」ということになつております。そこで、畑作物につきまして火災ということはあまりないのじやないかというふうに考えられるわけでございますが、私どもが承知しておりますところでは、サトウキビについては火災があるということであるとしてあります。

○杉原一雄君

加入方式の場合、任意にされた意味ですね。一応先ほどのデータによりますと、強制もまた可なりというアンケートも出てきておりますが、わけですが、あえて任意だということについての理由といいますかね、これは常識的に考えればわかりますけれども、それが一つ。

それからもう一つは、北海道の場合、サトウ

キビはありますから五品目になると思いますが、一括加入方式になつておるわけですが、そういう方式をあえて採用された理由、この二つをひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(内村良英君)

実験の場合に強制加入で実験をしてみると、いかでござつてみたいという農家の希望を思いますが、私ども、中でいろいろ検討いたしました場合に、やはりこういった実験の性質から見て、強制加入でやることには問題があるのではないか、あくまでやつてみたいという農家の希望をとつてやるのが妥当ではないかというふうに判断をしたわけでございます。それから果樹共済の場合におきまして、任意加入の方式で実験をやつたという先例がございます。

それから次に北海道の畑作物について対象五品目を一括加入方式にしているということは何であるかと、そういうことでございますが、申し上げるまでもなく、北海道の畑作物の場合に、アズキ等の豆類は冷害による被害を受けやすいが、ペレシヨン、てん菜は比較的これに強く、作物間に被害発生の態様、被害率に大きな差があるということは、こ

れは過去の北海道の実験等でも明らかになつてい

るわけでございます。したがつて、これを単一作物ごとに制度を仕組みますと、いわゆる農家の逆選択あるいは投機的栽培を助長するおそれ等がござりますので、危険分散の機能を高めるというような点を考えて一括加入方式にしたわけでござります。

○杉原一雄君

共済金額の考え方であります。

○政府委員(内村良英君)

生産費の特に経営費部

分というものを補償するという考え方でございま

す。

○杉原一雄君

では、園芸施設の場合ですが、施

設の棟ごとに共済期間開始時の特定園芸施設の共

債額の一・二五倍に相当する金額」一・二五倍

ということはすっしりと胸にこたえるわけですが

れども、それに対する八割と、こうあるわけです

ね。その辺のところを、ちょっと先ほどの説明と

対象は違いますけれども、その辺の関連を、中身

をひとつもう一度明らかにしてほしいと思いま

す。

○政府委員(内村良英君)

これはこまかい計算が

あるわけでございますが、内容物の生産費、これ

は、ものがたくさんござりますので平均的なもの

をとつたわけでございますが、それと施設の関係

を見ると、大体一・二五、〇・二五というよう

関係になりますので、一・二五倍ということにし

たわけでございます。それから共済金額、共済価

格の大体八割ないし四割ということになるわけでございますが……。

○杉原一雄君

内容物以外の帰設についても。

○政府委員(内村良英君)

それは内容物につきま

してはそういう考え方をしているわけでございま

す。

うような考え方で八割ないし四割という考え方をとったわけでござります。

○杉原一雄君 北海道の要望では、先ほどの畑作物についての政府案は六割と、これに対しても「現行水稻農業単位方式並みの水準（七二%）とする」と、こういう要望があるわけですね。でありますから、この要望に沿うような年次的な努力あるいは直ちに修正する努力、いずれもあるかと思いますが、そうしたことについてはどう判断されますか。

○杉原一雄君 これで最後にしますが、今度はで
きれば大臣のほうからお答えいただきたいのです
けれども、農業保険問題研究会で四十六年度の研
究の総括をやっているわけですが、この中で非常
に重要な問題提起をしているわけです。つまり、
「現行制度の品目限定的で、しかも物的損失を主
とする収穫保険では、政策のねらいとしている農
業経営の安定という経済的効果には直接にはつな
がっていない。商品生産經營においては、物的損
失のみでなく生産物の価格変動をも保険保護の対
象とする制度についての期待が高まってきてし
る。ことに農政に価格政策・金融政策が大きな役
割を果たしてきていていることを考えると収穫保険に
価格変動を加味した所得保険といったものが、今
後の保険制度にとって充分検討しておくべき問題
といえよう。」と、こういう形でこの会の性格上底
抜けになつてゐるわけですね。きつい提起になつ
ていないわけですが、この研究会が目ざしてい
る方向で共済制度を今後検討し、調査し、その方向
に向かって進めるという考え方にも同調できるかどうか
うか、より積極的に農林大臣としてその方向で進
みたいという意欲的なものがあるならばお示しし
まして将来共済金額をどう定めるかということにつ
いては検討すべき問題ではないかというふうに考
えております。

ただきたい。
なかんずく今日のようだ大豆が足りない、私が
本会議で質問した当日か翌日か農林大臣が、食
用七十万トンは支給するというようなことをおつ
しやつたわけですが、これは一片のことはでは解
決できる問題ではございませんので、それには価
格政策があり、いま申し上げた農家所得、つまり
他産業に比較してバランスをとるということなど、
農民をして安心し、かつまた奮起させる要因
を誘導的行政的に行なわなければ、それは私は
絵にかいだもちに終わるということに思う。そうち
いうことを念頭に置きながら農業経営保険制度の
問題等についての今後の展望ですね、大臣の決意、
方針等を最後にお述べいただければ、いただいて
私の質問を終わります。

それから次に共済金額をそれじやどうきめるか、ということをございますが、個々の販売価格といふものは販売技術の巧拙による面もござりますし、また出回り期には安く端境期には高いといふようなこともあります。そういったことを考えますと、一体保険金額と申しますか、共済金額あるいは被保険利益というものはできればこれは望ましいのかというような非常にむずかしい技術的な問題もございます。したがいまして、現在のところ確かに経営保険というものはできればこれは望ましいわけでございますが、保険技術、保険方式といふものをとる場合には、ちょっとなどじみがなんじやないかというふうに考えられるわけでござります。

○中村波男君 時間もだいぶ経過しておりますから二、三問だけこの機会に質問しておきたいと思うんですが、畑作物及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を見ますと、共済掛け金の国庫負担が三割になつておりますね。すでに制度化されておる農業共済の掛け金の国庫負担を見てみると、米が設計上は六〇・六%、陸稻が六八・六%、麦が六六・七%、果樹におきましても五〇%の国庫負担になつておるわけであります。今回の畑作物等については三割負担だと、三〇%負担だと、あまりにも国庫負担が少な過ぎる、ほかの共済制度との均衡からいいましても納得がいかないわけであります。この点について、いかなる理由で三割といふものをお出しになつたのか、またこれについて少なくとも、果樹共済並みの五割ぐらいまで引き上げる用意といふものがおありなのかどうか、この機会に確認しておきたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(内村良美君) 今般の畑作物共済の実験の場合につきましては、掛け金の三〇%に見合ふ交付金を農家に交付するということを考えているわけございます。これは他の本格実施されてゐる農作物共済あるいは果樹共済、蚕糸共済の負担に比べて低いのではないかという点でございまが、今般の畑作物共済は、これ、農家の自主的

な協力を得て試験的に実施しようとするものでござります。したがいまして、これに匹敵いたしますのは今年から本格実施になりました果樹共済の試験実施、先生御存しのものがあるわけでござりますが、それとの比較が問題になるわけでござります。

そこで、果樹共済の場合には、交付金は一割であつたわけでござります。そこで私どもは、いろいろ関係方面とも折衝したわけでござりますが、やはり畑作物の重要性、特に北海道、沖縄というような問題もありまして、そういうことを考えてまあ三割にしたわけでございまして、本格実施の際には、さらにいろいろ考えなければならぬ問題があるのでないかと。ただ、これは試験実施ということことで、果樹に比べて、三倍にしたということでおこざります。

○中村波男君 そういう段階的な措置であるならば納得がいくわけであります、したがつて、仮実施だから、試験実施だから一応三割の国庫負担にしてあるのだと、本格実施のときにはもちろん検討をして、五割以上の可能性というのをお考えになつておるというふうに了解していいわけですね。

○政府委員(内村良英君) はい。

○中村波男君 次は、政府案によりますと、試験実施は昭和四十九年から五カ年を予定しておられるようであります。そこで、今日までの畑作共済等の経過措置を振り返ってみると、すでに農林省は、昭和三十三年から三十五年にかけて大豆共済再保険措置の委託調査をおやりになつた。四十一年は保険需要の動向調査をおやりになり、三十九年から四十一年度には畑作共済制度調査会の検討を行なつておられるわけです。さらに、北海道においても実験実施をやつておるわけであります。さらに、四十一年から四十三年にかけまして、基盤資料の収集把握のための試験調査を実施されておる。また、農業經營保険の可能性の調査研究も委託実施してこられたわけであります。相当そ

部同一発足ということには問題があるかもわかりませんけれども、すでに北海道においては相当な統計資料、実施等々があるわけですから、少なくとも三年以内に本格的実施ができるんじやないかと、やる気になればですね。どうもそういう点が、まあ年数をかけて慎重に検討をして万全感なきを期するということかもわかりませんが、逆なまた見方をすれば、試験実施に名をかりてでかけるだけおくらせるのだと、それだけ金も少なくして済むんだというような、そういう意図があるとは思いませんが、そういうようになると、それでもやむを得ないんじゃないかというような、経過から見ますとですね。考えられるわけであります、どうですか、これ、三年ぐらいに少なくとも北海道については、いまも申し上げましたような経過措置があるわけでありますから、実施される腹をおきめいだくということはむずかしいですか。大臣、いかがですか、これ。

○中村博男君 大臣の答弁として、それ以上明言されるというものはむずかしいであろうとは思ふんであります。が、問題は、三年でやるんだといふ腹ををおきめいただかんと、まあ五年以内に発足するんだといふ姿勢では、結局、五年かつかちやんじやないかといふふうに思うわけです。拙速主義ではだめでありますけれども、相当いままでに調査、試験、設計等もかなりの積み上げがあるわけでありますから、ぜひひとつ三年以内に完全に本格実施ができるよう、内部的にひとつ意思を固めていただいて、着々とひとつ準備を整えていただきたいし、ということを要望いたします。これ以上の言質を求めましても出ないと思ひますので、大臣の御答弁を信頼して期待をいたしたいと思うわけです。

もう一つは、事務費は、国が助成するといふことになっておりますが、この助成というのは、どの程度助成されようとするのか。私が考えますのに、畑作につきましても、園芸施設につきましても、種目が多いのですから、したがつて、試験実施に必要な基幹的な事務費というのは、ほかにならぬ、相当な額にのぼると思うわけですね。したがつて、この負担といふのは相当重いものになるであろう。そういうことを考えますと、少なくとも、基幹事務費ぐらいは全額、国で見るんだと、こういうことになりませんと、試験実施等についても協力がなかなか得られにくんじゃないかなと。協力しようと思いましても、財政的な面で協力ができないという、そういう問題が出てくるんじやないか。こういうことを私考えるわけであるが、この点についても、全部とは言いかねますが、それとも、基幹事務費ぐらいは全額、国で見るんだと、こういうふうにひとつ措置をおとりいたしましたが、この点についても、この機会に要望申し上げるわけあります。が、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 今後、畑作物共済の実験に要する事務費の補助につきましては、四十九年度以降どうするかという問題でございます。そこで私どもといたしまして、いろいろ共済団体の

事務量その他について、いろいろ分析をしておりまます。それからさらに、現実の問題といたしまして、果樹共済の試験実施の場合に補助した例がござります。そういうたるものをおいろいろ考えながら、通常必要とされる標準的な事務費については、これは助成を行なわなければならぬということです。いずれにいたしましても、四十九年度以降の問題でござりますから、日下銳意検討中でござります。標準的なものは必ず助成するよういたしたい、このように思います。

○委員長(亀井善彰君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

〔林業振興に関する決議〕の具体的実施に関する請願
この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三六三三号 昭和四八年六月二十七日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願
請願者 岩手県和賀郡和賀町岩崎 折居貞
人外四百名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三六七〇号 昭和四八年六月二十八日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願
請願者 兵庫県飾磨郡夢前町前尾 田路康
生外百三十五名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三八〇七号と同じである。

第三六七二号 昭和四八年六月二十八日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願
(二通)
請願者 福島県喜多方市熊谷町二四五 木村重光外四百七十四名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三四七七号 昭和四八年六月二十二日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 福島県宗像郡宗像町東郷 岩佐達

紹介議員 鬼丸 孚 勝之君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三四七八号 昭和四十八年六月二十二日受理
造林の抜本策確立に関する請願（二十通）
請願者 名古屋市中区丸の内三ノ五ノ一六

愛知県森林組合連合会会長 柴田 栄外十九名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三四七九号 昭和四十八年六月二十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県三好郡井川町井川町森林組合長 元木武男

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇一号 昭和四十八年六月二十三日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県御所市大字名柄島上村森林組合長 中野院司

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十八年六月二十三日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大字大隅町二六四ノ三嘉穂町森林組合長 金光 稔

紹介議員 大森 久治君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十八年六月二十三日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大字大隅町二六四ノ三嘉穂町森林組合長 金光 稔

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十八年六月二十三日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡高森町大字高森一、

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇三号 昭和四十八年六月二十三日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県三好郡東祖谷山村字京上一

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇四号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県麻植郡山川町山川町森林組合長 石本宏一

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇五号 昭和四十八年六月二十五日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡下北山村寺垣内下北山村森林組合長 上平高敬

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇六号 昭和四十八年六月二十五日受理
造林の抜本策確立に関する請願（八通）
請願者 鹿児島県揖宿郡頬姫町牧之内二、

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇七号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 北海道有珠郡大瀧村字本町七一大瀧村森林組合長 桜井太市外十名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇八号 昭和四十八年六月二十五日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 美郷村森林組合長 森本重利

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇九号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県美馬郡貞光町字東浦一ノ三

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇一〇号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願（九通）
請願者 熊本県阿蘇郡高森町大字高森一、

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五〇一一号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡上北山村河合上北山

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五九二号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県麻植郡山川町山川町森林組合長 石本宏一

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三五九三号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願（十一通）
請願者 北海道有珠郡大瀧村字本町七一大瀧村森林組合長 桜井太市外十名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇四号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願（二通）
請願者 鹿児島県川辺郡笠沙町片浦七九八

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇五号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 香川県大川郡白鳥町湊一・八四七ノ一白鳥町森林組合長 桑島雅雄

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇六号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 鹿児島県川辺郡笠沙町片浦七九八笠沙町森林組合長 柳元直秀外一

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇七号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 德島県美馬郡貞光町字東浦一ノ三

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇八号 昭和四十八年六月二十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 貞光町森林組合長 永井光雄

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六〇九号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡上北山村河合上北山

紹介議員 村森林組合長 更谷武家
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六七二号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 福島県板野郡土成町土成町御所森林組合長 三木元義

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六九号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 香川県大川郡白鳥町湊一・八四七ノ一白鳥町森林組合長 桑島雅雄

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一〇号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 鹿児島県川辺郡笠沙町片浦七九八

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一一号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 香川県大川郡白鳥町湊一・八四七ノ一白鳥町森林組合長 桑島雅雄

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一二号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 鹿児島県川辺郡笠沙町片浦七九八

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一三号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 貞光町森林組合長 永井光雄

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一四号 昭和四十八年六月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡上北山村河合上北山

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一五号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡上北山村河合上北山

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三六一六号 昭和四十八年六月二十七日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県吉野郡上北山村河合上北山

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

昭和四十八年八月六日印刷

昭和四十八年八月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W